

第3回関西広域防災計画策定委員会 次第

日時 平成23年11月3日(祝) 12:45～14:45

場所 兵庫県災害対策センター 1階 災害対策本部室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

< 議題 >

関西防災・減災プラン（仮称）の素案について

4 閉 会

資料1	関西防災・減災プラン（仮称）素案の概要
資料2	関西防災・減災プラン（仮称）素案
資料3	関西防災・減災プラン（仮称）策定に向けての今後のスケジュール

第3回 関西広域防災計画策定委員会出席者名簿

< 委員 >

氏名	所属・職
石川 永子	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター 主任研究員
梅木 直幸	日本防災士会和歌山県支部 支部長
太田 直子	たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」 代表
河田 恵昭	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター センター長
神田 彰	公益社団法人関西経済連合会 地域連携部長
岸谷 義雄	財団法人兵庫県消防協会 会長
牧野 吉明	亀岡市篠町自主防災会 会長
村上 仁士	徳島大学 名誉教授

< オブザーバー >

氏名	所属・職
高野 康悦	陸上自衛隊中部方面総監部 防衛課長
遠野 智之	陸上自衛隊中部方面総監部 政策補佐官
陰山 暁介	陸上自衛隊中部方面総監部 国民保護専門官
播磨 弘隆	近畿管区警察局 災害対策官
中西 弘一	第五管区海上保安本部 警備救難部 環境防災課長
松本 昌二	大阪市消防局 総務部総務課企画担当課長代理
海津 正和	三重県 防災危機管理部 防災対策室 主事
川田 晴由	奈良県総務部 知事公室 防災総括室 係長
川崎 義則	鳥取県 危機管理局 危機管理政策課 副主幹
藤谷 健二	大阪市 危機管理室 危機管理課担当係長
小椋 啓子	堺市 危機管理室 副理事兼防災担当課長
角 羊一朗	堺市 危機管理室 防災計画室 次長

< 広域連合構成府県 >

氏名	所属・職
藤原 雅人	広域防災局長（兵庫県防災監）
杉本 明文	広域防災局次長（兵庫県副防災監）
上り口 豊	広域防災局防災計画参事（兵庫県企画県民部防災企画局広域防災参事）
石田 勝則	広域防災局広域企画課長（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室長）
村田 昌彦	広域防災局防災課長（兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課長）
川口 尚紀	（滋賀県 防災危機管理局 主任主事）
上野 晋也	（京都府 府民生活部 危機管理・防災課 副課長（計画担当））
国領 敬	（大阪府 政策企画部 危機管理室 危機管理課 総括主査）
石井 和人	（和歌山県 総務部 危機管理局 総合防災課 副課長）
坂本 行広	（和歌山県 総務部 危機管理局 総合防災課 主査）
吉田 貞伸	（徳島県 危機管理部 南海地震防災課 防災業務担当）
池内 秀剛	（徳島県 大阪本部 企画観光課 係長）

総則編

プランの趣旨

大規模広域災害時の関西広域連合の対応と手順等を定める(策定方針)
(1)阪神・淡路大震災、東日本大震災等の課題・教訓を踏まえたプラン
(2)府県民にわかりやすいプラン
(3)充実・発展型のプラン

- (特徴)
(1)構成府県が実施する災害応援・受援の連携・調整のしくみを定めるプラン
(2)構成府県、市町村だけでなく、防災・減災に取り組む企業、ボランティア団体、府県民にも参考にされるプラン
(3)企業・関係団体等との連携・協力を進めるプラン
(4)原子力災害対策や感染症対策についても定めるプラン
(5)阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえたプラン
(6)東日本大震災の経験と教訓を踏まえたプラン

対象災害

被害が複数府県にまたがり、または被害甚大で、単独府県のみでは対応できない大規模広域災害
(具体例)
地震・津波災害...東海・東南海・南海地震などの海溝型地震、上町断層帯地震などの近畿圏直下型地震
風水害...伊勢湾台風級の台風の大坂湾への接近による高潮災害、琵琶湖淀川等の大河川洪水氾濫災害
原子力災害...原子力発電所事故
感染症...新型インフルエンザのまん延、高病原性鳥インフルエンザのまん延
その他広域の対応が必要な災害

広域連合の役割

- (1) 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示
大規模広域災害発生時の広域連合、構成府県の広域対応指針を初動、応援・受援、復旧・復興のシナリオとして提示
(2) 国、府県、市町村の役割を踏まえた応援・受援の調整
国と連携・調整を図りながら、広域的な応援・受援を調整
(3) 災害情報の共有、情報の発信
情報収集、整理・集約及び構成府県、連携団体への情報提供。被害状況や広域連合・構成府県の対応、被災住民の行動について府県民にメッセージ等を発信。
(4) 災害に備えるための事業の企画、実施
関係機関・団体等との平常時からの連携、防災・減災事業の展開

地震・津波対策編

被害想定(東海・東南海・南海地震、上町断層帯地震などの近畿圏直下型地震の被害想定)

災害への備え(詳細は別紙1)

関係機関・団体等との平常時からの連携

構成府県、広域連合他分野、連携県、全国知事会、国、研究機関及び企業等と連携して対処するための体制整備を行う。
(1) 構成府県の連携 (4) 国との連携
(2) 広域連合他分野との連携 (5) 専門家・防災研究機関等との連携
(3) 都道県との連携 (6) 企業等との連携

防災・減災事業の展開

災害発生を防止し、また、被害の軽減を行う防災・減災事業を実施する。
(1) 広域津波被害想定の実施 (8) 減災対策の普及啓発
(2) 広域応援図上訓練の実施 (9) 被災行政支援方策
(3) 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築 (10) 広域避難体制の整備
(4) 緊急派遣体制の整備 (11) 孤立集落対策
(5) 帰宅困難者支援 (12) 防災基盤施設の整備促進
(6) 津波避難対策 (13) 事業継続のための「バックアップ」体制の整備促進
(7) 防災分野の人材育成

災害への対応(詳細は別紙2)

初動シナリオ

大規模広域災害発生時に広域連合が迅速・的確な対応がとれるように、その初動対応について定める。
(1) 情報収集体制の確立
(2) 緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣
(3) 応援・受援調整体制の確立

応援・受援のシナリオ

応急対策期における応援・受援等について定める。
(1) 情報の収集・提供 (6) 広域避難受入調整
(2) 現地支援本部等の設置 (7) ボランティア活動促進
(3) 被災者の支援 (8) 帰宅困難者への対応
(4) 救援物資の需給調整 (9) 災害廃棄物(がれき等)処理の推進
(5) 応援要員派遣・受入調整

復旧・復興のシナリオ

被災地の復旧・復興対策に対する支援等について定める。
(1) 復興戦略の策定
(2) 緊急復興計画及び被災者生活復興への支援
(3) 国等への提言

原子力災害対策編(概括的・骨格的計画を今年度策定)

被害想定

大規模な放射性物質の放出により広域的な観測体制、避難等が必要になる原子力発電所等の事故
原子力事故災害対策を検討する上での留意点
(他の災害との違い)

災害への備え

関西広域連合の役割(国、事業者、立地県の役割、関西広域連合の役割)
連絡通報体制
情報発信
モニタリング(平常時、事故発生時)

災害への対応

災害対応のシナリオ
広域避難のシナリオ
(避難行動の想定、広域避難の受入体制)
緊急被ばく医療
除染等の広域支援
風評被害対策
(農林水産物対策、観光・集客対策)

(以下の対策編を、来年度以降順次、同様に作成)

風水害対策編

感染症対策編

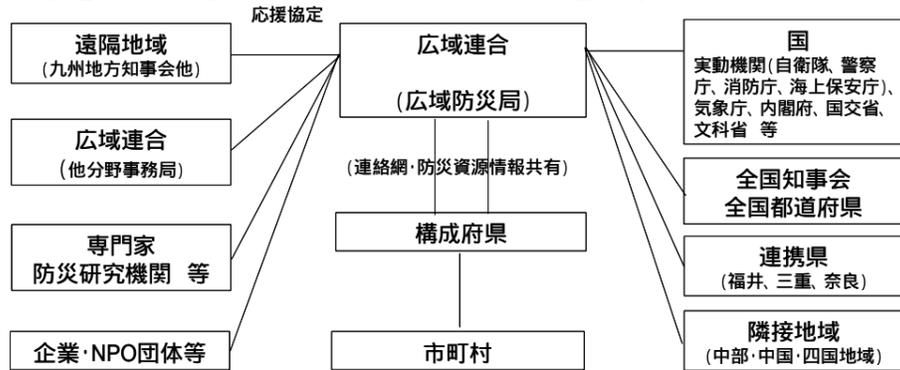
災害への備え

平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害に備える。

【別紙1】

関係機関・団体等との平常時からの連携

大規模広域災害に対して、構成府県、広域連合他分野、連携県、全国知事会、国、研究機関及び企業等が連携して対処するための体制整備について定める。



(1) 構成府県の連携

緊急連絡体制等、複数の情報通信手段による連絡体制の構築
大規模広域被害想定の実施・共有
人的・物的資源の情報共有の推進

(2) 広域連合他分野との連携

他の分野と連携して、災害対応を行う体制を整備する。

- ・ 風評被害対策、被災地への集客促進
- ・ ドクターヘリ派遣、救護班等派遣支援 など

(3) 都道府県との連携

連携県との応援協定 福井県、三重県及び奈良県との連携した応援体制の整備
 遠隔地域との協定 九州地域と相互応援協定。その他の遠隔地域との協定についても検討
 隣接地域との連携 中部・中国・四国地域との連携体制の整備
 全国都道府県との協定
 都道府県間の相互応援体制を確保。カウンターパート方式等の応援方式を迅速にとれるよう全国知事会に働きかけ

(4) 国との連携

関係省庁等との連携、防災情報・防災資源の活用
 国との連携を図り、国の持つ防災情報・資源を活用。国の現地対策本部には職員を派遣し、国と応援受け入れの調整を実施
 科学的知見の活用
 国が実施する津波被害想定やDONET等先端津波観測技術情報等の科学的知見を活用

(5) 専門家・防災研究機関等との連携

専門的な知見・各種研究成果の活用
 専門家、研究機関等の知見や研究成果を災害対策に役立てるため専門家等とのネットワークを構築
 士業団体との協定の締結
 士業団体と協定を締結する等して、災害時に建築士・弁護士等の資格を有する者等の派遣が行われる仕組みを構築

(6) 企業等との連携

企業・業界団体と協定を締結する等して、災害時に企業の協力が得られる仕組みを構築。
 ・ 倉庫業者・宅配業者 救援物資の集積・配送
 ・ 旅館・ホテル・民間賃貸住宅・企業(社宅) 避難所、仮設住宅の提供 など

防災・減災事業の展開

災害の発生を防止し、また被害の軽減を行う防災・減災事業の実施について定める。

(1) 広域津波被害想定の実施

国が行う東海・東南海・南海地震の最大クラスの津波被害想定結果を踏まえ、他の西日本の県とも連携をして、本格的・詳細な津波被害想定を実施

(2) 広域応援図上訓練の実施

大規模広域災害を想定し、構成府県及び連携県も参加する広域応援図上訓練を実施

(3) 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築

物資集積・配送マニュアルの策定
備蓄計画の策定

(4) 緊急派遣体制の整備

被災府県へ派遣する緊急派遣チーム(先遣隊)を予め編成
現地支援本部(被災府県に設置)及び市町村現地連絡所(被災市町村に設置)の設置運営要領を作成

(5) 帰宅困難者支援

道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発
 支援情報等の府県民への提供方策の検討
 災害時帰宅支援ステーション事業の推進
 帰宅困難者対策の普及・啓発活動
 事業所等への要請
 観光客等への支援の検討

(6) 津波避難対策

高架鉄道駅・高速道路の活用
地下街・地下鉄避難対策の推進
府県民への津波避難の共同啓発

(7) 防災分野の人材育成

職員の災害対応能力向上のために専門的研修などを実施
 広域連合共通研修の実施
 構成府県主催研修への府県職員の参加
 人と防災未来センターで実施する災害対策専門研修への積極的な参加

(8) 減災対策の普及啓発

住民の主体的な減災への取組促進
 減災チェック項目の点検
 情報収集手段(ラジオ等)の確保
 住宅・宅地の耐震化
 室内安全対策(家具の固定等)
 コミュニティレベルの実践的防災訓練の実施
 災害時要援護者の避難の普及・促進

(9) 被災行政支援方策

被災により行政機能が大幅に低下した市町村を応援する方策を準備
 被災市町村の被害状況に応じた支援体制
 市町村におけるカウンターパート体制

(10) 広域避難体制の整備

府県域を越えた避難が迅速になされるように準備
空き公営住宅等の把握 旅館・ホテル・不動産協会等との連携

(11) 孤立集落対策

孤立集落が発生した場合に備え、通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保を促進

(12) 防災基盤施設の整備促進

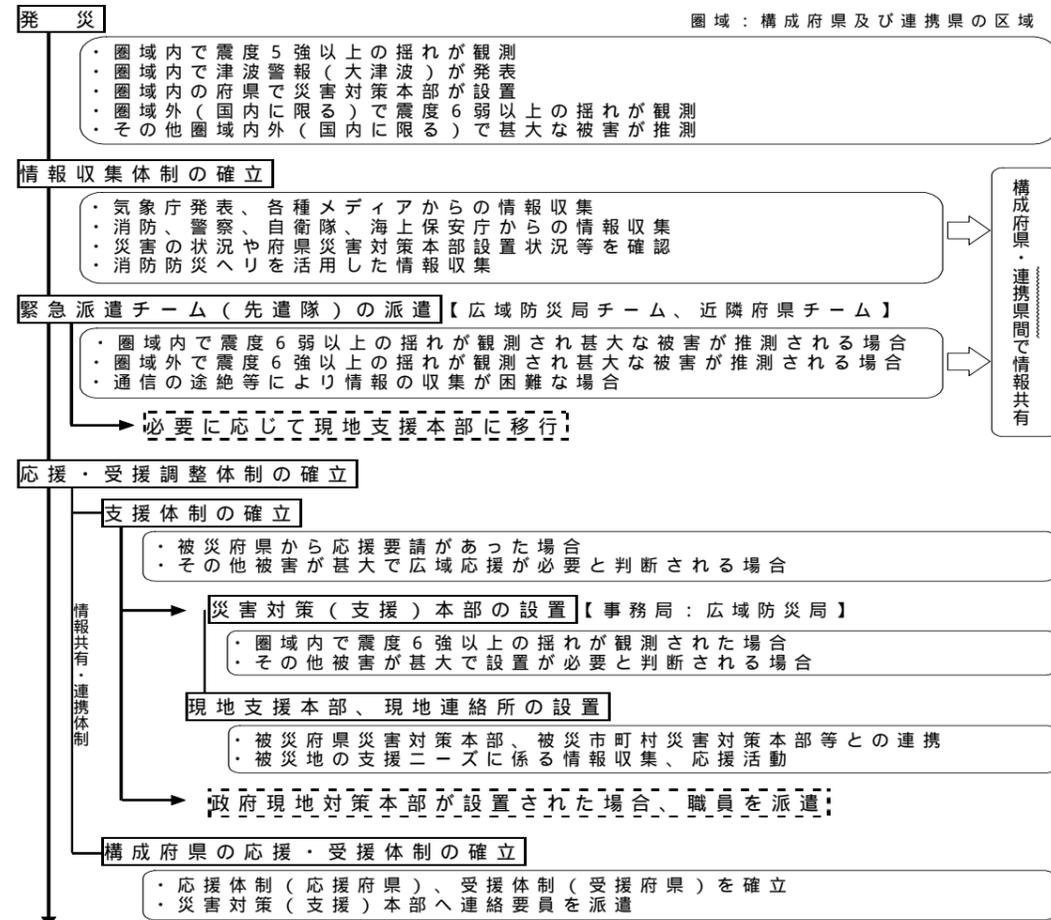
交通関係施設、ライフライン施設等の防災基盤施設・設備の整備促進及び事業者等への働きかけ

(13) 事業継続のためのバックアップ体制の整備促進

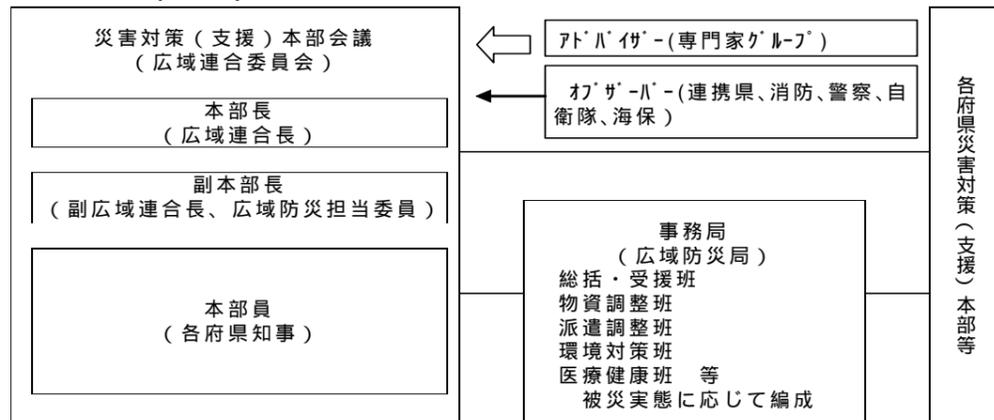
事業継続計画の策定、基幹システムのバックアップの体制整備及び企業・団体等への働きかけ

初動シナリオ

迅速・的確な対応がとれるようにその初動対応について定める。



災害対策(支援)本部組織



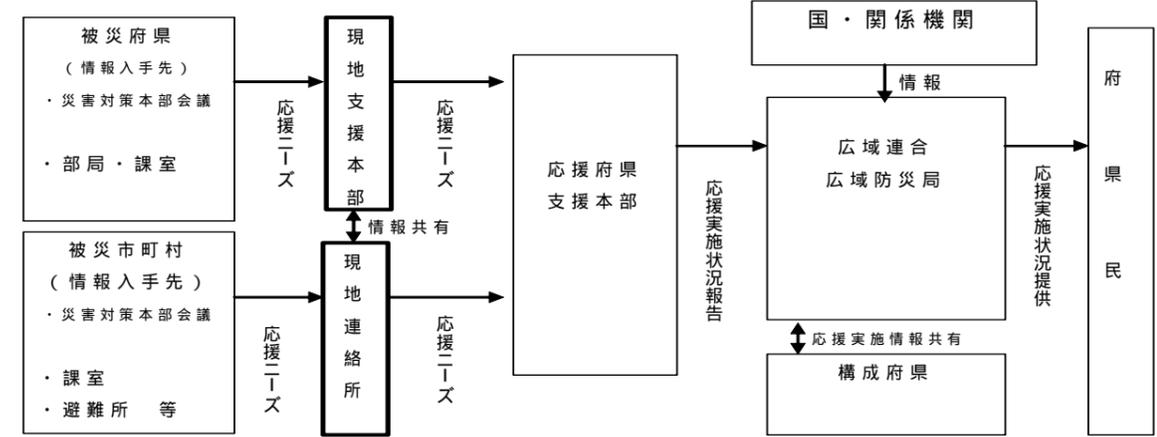
< 第1回本部会議での協議事項 >

- ・ 物資の提供、緊急派遣チームの派遣その他の当面の対策
- ・ 応援方式(カウンターパート方式等)の決定
- ・ メッセージの発出
- ・ 現地支援本部及び現地連絡所の設置
- ・ その他協議が必要な事項

応援・受援シナリオ

2-1 情報の収集・提供 情報の収集・整理、及び提供について定める。

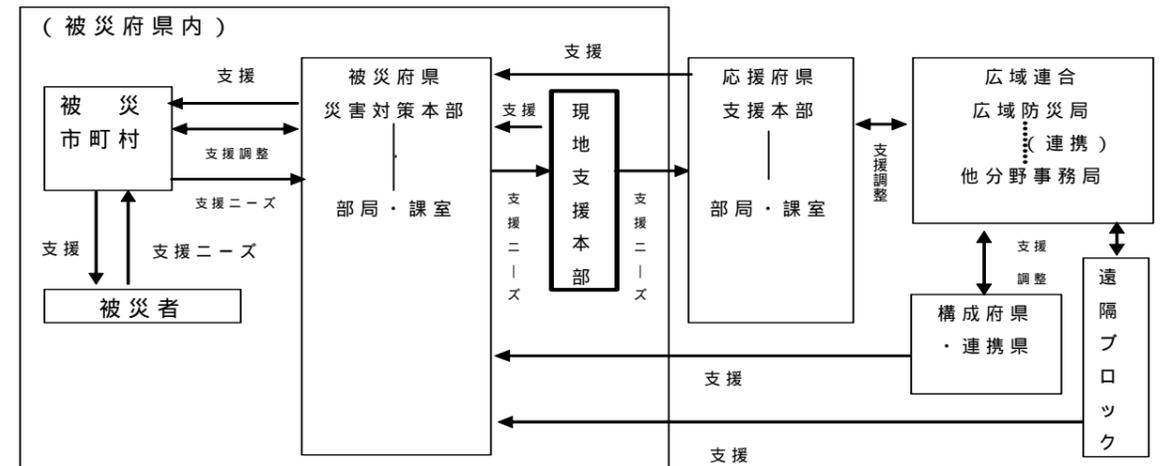
【情報収集・提供のフロー】



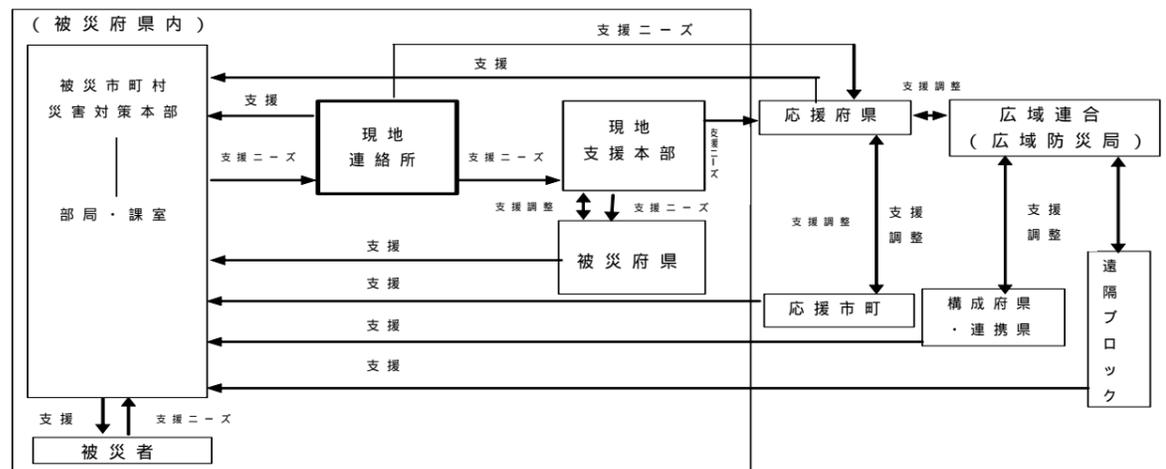
情報伝達手段: 加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、テレビ会議システム等

2-2 現地支援本部等の設置 被災府県等に設置する現地支援本部等の設置及び運営について定める。

< 現地支援本部(被災府県庁)の設置 >



< 現地連絡所(被災市町村役場)の設置 >



2-3 被災者の支援

被災者の避難所や仮設住宅等での生活に対する支援について定める。

区分		必要な対応	広域連合の対応
避難所期 ・ 被災直後 の一時的 な生活空 間	前期	1 食料・物資の調達・救援ルートの確保 2 避難所の居住環境等の整備（冷暖房機器、仮設トイレ、仮設風呂等） 3 保健師、栄養士等による健康チェック 4 応援職員、ボランティア等による避難所の運営支援	救援物資の供給調整(2-4で詳細を記載) 応援職員の派遣調整(2-5で詳細を記載) 広域避難の調整(2-6で詳細を記載)
	安定期	1 ボランティアなどによる食料支援 2 栄養士等による栄養相談の実施 3 避難所の居住環境等に整備（間仕切の設置、害虫駆除等） 4 避難所の避難者による自主運営への働きかけ 5 保健師等による健康相談及び予防接種や健診など通常業務再開 6 その他（避難所パトロール等）	
仮設住宅期		1 応急仮設住宅の運営 コミュニティに配慮した住戸配置、地域型仮設住宅の設置、集落ごとの集団入居、ふれあいセンターの設置 2 その他 保健師等による健康相談強化、生活支援アドバイザー、民生委員・児童委員、健康アドバイザー、ボランティア等による支援、支援者のメンタルヘルスに関する支援	仮設住宅のコミュニティづくりへの専門家の派遣調整 地域型仮設住宅運営へのアドバイザーの派遣調整

2-4 救援物資の需給調整

被災地のニーズに応じた救援物資の需給調整について定める。

	被災市町村	被災府県	広域連合・応援府県
初動期 (発災 ~1日)	・被災状況 ・避難者数 ・避難所開設状況 ・被災者ニーズ	・被害予測 ↓ 広域応援必要性有無の判断	・被災状況等の情報収集
応急対応期 (概ね、 発災後 1日以降)	・被災状況 ・避難者数 ・避難所開設状況 ・被災者ニーズ ・備蓄物資の活用 ・協定締結業者からの物資確保 ・物資集配拠点の開設・運営 ・市町村内輸送ルートに関する情報収集、確保依頼 ・市町村内輸送に係るトラック協会等関係団体への物資輸送協力依頼、配送 ・救援物資等の受入	・備蓄物資の活用 ・協定締結業者からの物資確保 ・物資集配拠点の開設・運営 ・府県内輸送ルート等に関する情報収集、確保依頼 ・府県内輸送に係るトラック協会等関係団体への物資配送協力依頼、配送 ・救援物資等の受入	物資の搬送の実施

2-5 応援要員派遣・受入調整

被災府県等のニーズに応じた要員派遣・受入の調整について定める。

	被災市町村	被災府県	広域連合・応援府県
初動期 (発災 ~1日)	・被災状況 ・応援要員のニーズ等	・被害予測、要員需給推計 ↓ 広域応援必要性有無の判断	・被災状況等の情報収集
応急対応期	・被災状況 ・応援要員のニーズ等 ・応援要員の受入	自府県を含む広域応援必要性有無の判断 ↓ ・府県内の交通状況等に関する情報収集 ・被災市町村への応援要員の派遣 ・応援要員の受入	派遣要員の決定 ・要員確保 ・派遣ルートの交通状況等に関する情報収集 ・要員派遣
復旧・復興期	・被災状況 ・応援要員のニーズ等 ・応援要員の受入	自府県を含む自府県内の応援有無の判断 ↓ ・被災市町村への中長期の職員派遣 ・中長期の職員派遣の受入	中長期の派遣要員の決定 ・要員確保 ・要員派遣

2-6 広域避難受入調整

甚大な被害により、被災府県内の避難所等が不足する場合の府県域を越えた広域的な避難の調整について定める。

	被災府県	避難者受入府県	広域連合
初動期 ・応急 対応期 (避難 所期)	被災者の広域避難・収容が必要と判断・受入要請 ↓ 被災府県情報を受入府県に提供	避難者登録システムを活用し被災府県情報を提供 避難先の生活・医療・雇用情報を提供 ボランティア等と連携し避難者の生活支援	受入府県を調整 広域避難計画を作成し避難者の受入を要請
復旧 復興期			被災農業者等の広域避難調整

2-7 ボランティア活動促進

被災者の救援や被災地の復旧・復興に大きな力を発揮するボランティア活動の促進について定める。

	ボランティアニーズ	被災府県・市町村	広域連合・応援府県
応急対応期 (避難所期)	被災者の生活支援 ・救援物資の仕分け、配布 ・炊き出し ・泥のかきだし、清掃 ・がれき撤去 ・家具・荷物の搬出 ・避難所運営支援 ボランティアセンターの運営支援 など	【被災府県】 ボランティアセンターの設置・運営 府県内市町村ボランティアの設置要請及び運営支援 ボランティア派遣の広域連合・応援府県への要請 【被災市町村】 ボランティアセンターの設置・運営 府県内外からボランティア受入表明	【広域連合】 ボランティア活動に対するメッセージの発出 ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 【応援府県】 ボランティア活動支援 被災地のボランティア受入業務支援 調整中
復旧復興期 (仮設住宅期) 以降	避難者の精神的支援 ・傾聴ボランティア ・お茶会、話し相手 ・芸術文化を生かした支援(趣味活動、演奏・合唱などの慰問活動) 仮設住宅のコミュニティづくり支援 高齢者の見守り など		

2-8 帰宅困難者への対応

交通機関の運行停止等により、大都市を中心に発生する自力で帰宅することが困難な通勤、通学、出張者、買物客、旅行者等の帰宅困難者に対する支援について定める。

	想定される外出者の行動	広域連合・被災府県の対応
初動期	ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人滞留 被害状況の確認・家族の安否確認 徒歩帰宅の開始	災害時帰宅支援ステーション事業の協定先に支援依頼 観光客の誘導・収容要請

2-9 災害廃棄物(がれき等)処理の推進

調整中

3 復旧・復興のシナリオ

3-1 復興戦略の策定

複数構成府県に被害を及ぼし、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、広域連合は必要に応じて、関西全体の将来像を見据え復興の指針となる「関西復興戦略」を策定する。

(1) 復興戦略の基本的な考え方

関西全体の復興イメージを復興戦略として打ち出し、構成各府県等はこの戦略を共有し、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生すること(「創造的復興」)を指す。

(2) 策定手順

復興戦略は、構成府県の主体的な参画に加え、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等、多様な価値観を持った様々な主体の参画を得て策定する。

(3) 策定体制

復興戦略を策定する復興戦略本部及び学識経験者や関係団体等から構成し、専門的な立場から被災地の復旧・復興

(4) 策定スケジュール

災害発生後2ヶ月を目途

3-2 緊急復興計画及び被災者生活復興への支援

被災府県・市町村が策定する緊急復興計画や被災府県・市町村が実施する被災者生活復興支援業務に対し、広域連合は必要に応じて支援を行う。

3-3 国等への提言

広域連合は、構成府県と連携して、復旧・復興を促進するための施策、財政上の措置等国や被災地に対する提言の取りまとめ及び発信を行う。

関西防災・減災プラン（仮称）素案

本資料は、第3回関西防災計画策定委員会で議論するために、資料として作成したものです。

平成 23 年 11 月 3 日

関西広域連合広域防災局

目次

	p
総則編	
プランの趣旨	1
1 策定の目的	1
2 策定にあたっての考え方	1
3 策定方針	1
4 プランの特徴	1
5 計画期間	2
対象とする災害	3
広域連合の役割	3
1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示	3
2 国、府県、市町村の役割を踏まえた応援、受援の調整	3
3 災害情報の共有、情報の発信	4
4 災害に備えるための事業の企画、実施	4
地震・津波対策編	
被害想定	5
災害への備え	8
1 関係機関・団体等との平常時からの連携	8
(1) 構成府県の連携	8
(2) 広域連合他分野との連携	8
(3) 都道県との連携	9
(4) 国との連携	9
(5) 専門家・防災研究機関等との連携	9
(6) 企業等との連携	10
2 防災・減災事業の展開	11
(1) 広域津波被害想定の実施	11
(2) 広域応援図上訓練の実施	11
(3) 救援物資の備蓄・集積・配送体制の構築	11
(4) 緊急派遣体制の整備	12
(5) 帰宅困難者支援	12
(6) 津波避難対策	14
(7) 防災分野の人材育成	14
(8) 減災対策の普及啓発	15
(9) 被災行政支援方策	16

(10) 広域避難体制の整備	17
(11) 孤立集落対策	17
(12) 防災基盤施設の整備促進	18
(13) 事業継続のためのバックアップ体制の整備促進	19

災害への対応	20
1 初動シナリオ	20
2 応援・受援シナリオ	24
2-1 情報の収集・提供	24
2-2 現地支援本部等の設置	25
2-3 被災者の支援	28
2-4 救援物資の需給調整	29
2-5 応援要員派遣・受入調整	32
2-6 広域避難受入調整	35
2-7 ボランティア活動促進	37
2-8 帰宅困難者への対応	39
2-9 災害廃棄物（がれき等）処理の推進	40
3 復旧・復興のシナリオ	41
3-1 復興戦略の策定	41
3-2 緊急復興計画の策定及び被災者生活復興への支援	45
3-3 国等への提言	53
資料	54

總 則 編

プランの趣旨

1 策定の目的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対して、関西広域連合（以下「広域連合」という。）がとるべき対応やその手順について定める。

あわせて、構成府県はもとより、連携県や圏域内市町村の防災・減災体制のさらなる充実に向けた指針とする。

2 策定にあたっての考え方

- ・ 本プランは、1府県だけでは対応することが困難な災害に対応するため、広域連合が実施・調整する防災・減災対策を体系的・統合的に示す。
- ・ そのなかで、広域連合が果たすべき役割を明確に示すためには、府県や市町村等との連携・調整の基本的枠組みを示す必要がある。このため、府県や市町村その他の防災・減災に関わる様々な主体が取り組むべき事項ごとに課題と対応を整理し、広域連合と他の主体との関係を明らかにする。その手法として、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で広域連合の役割を明示する。
- ・ こうすることにより、府県や市町村の一層の防災・減災対策への取り組みを促し、関西全体の防災力の向上を図る。

3 策定方針

本プランは、次の3つの方針に基づき策定する

(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災等の課題・教訓を踏まえたプラン

関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきたが、その経験と教訓、さらには、東日本大震災の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえたプランとする。

(2) 府県民にわかりやすいプラン

一般の府県民にも親しめるよう専門用語は極力控え、可能な限り平易な言葉等による読みやすく、分かり易いプランとする。

(3) 充実・発展型のプラン

関西で発生が懸念されている災害は、東海・東南海・南海地震のような広域的な地震災害をはじめ、近畿圏直下型地震や大規模な風水害、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など多岐に渡る。

このため、それぞれの災害等への対応について、「地震・津波対策編」、「風水害対策編」、「原子力災害対策編」、「感染症対策編」を設け、最新の知見等を踏まえ、不断の見直しを行うことによりプランの実効性を担保する。

4 プランの特徴

本プランは、広域連合が取り組むべき平常時及び災害発生時の活動について定めるものであり、いわば、広域連合の具体的な行動指針としての性格を帯び、次のような特徴を有する。

- (1) 構成府県が実施する災害応援・受援の連携・調整のしくみを定めるプラン
構成府県が実施する災害応援だけではなく、東日本大震災での教訓を踏まえ、支援が円滑に実施されるための受援の連携・調整についても定める。
- (2) 構成府県、市町村だけでなく、防災・減災に取り組む企業、ボランティア団体、府県民にも参考にされるプラン
大規模広域災害が発生すれば、行政の対応だけでは限界があることから、官民一体となった連携が必要になる。このため、防災・減災に積極的な企業、災害発生時に大きな役割を果たすボランティア団体、さらには、一般の府県民にも参考にされるプランとし、防災・減災の裾野を広げていく。
- (3) 企業・関係団体等との連携・協力を進めるプラン
大規模広域災害が発生すれば、企業や関係団体等の連携・協力が不可欠となることから、これらの企業・団体との連携・協力のあり方についてあらかじめ定めるプランとする。
- (4) 原子力災害対策や感染症対策についても定めるプラン
自然災害だけではなく、目に見えない放射能という脅威にさらされる原子力災害、さらには、迅速かつ広域的な感染症拡大防止対策が非常に重要視される新型インフルエンザなど感染症対策についても定めるプランとする。
- (5) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえたプラン
初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減災対策の大切さなど、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、東日本大震災に対する支援の基本方針を決定し、後に、非常に効果的な支援に繋がったことから、この経験と教訓を踏まえたプランとする。
- (6) 東日本大震災の経験と教訓を踏まえたプラン
東日本大震災の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえ、大規模広域災害への支援のあり方、具体的には、迅速かつ的確な支援に繋がったカウンターパート方式、被災地のニーズ等を直接把握する現地支援本部の設置、救援物資の迅速・的確な調達・配送のしくみづくり、行政機能に打撃を受けた自治体を支援するしくみづくりなどについて定めるプランとする。

5 計画期間

平成 23 年度は、東海・東南海・南海地震対策を念頭に地震・津波対策編を策定するとともに、原子力災害対策編について概括的・骨格的な計画を策定する。

なお、風水害対策編、感染症対策編については、平成 24 年度以降順次策定していく。また、不断の見直しを行い、必要に応じて修正することから、計画期間は設けない。

対象とする災害

本プランは、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、当該府県だけで対応ができない大規模広域災害を対象とする。

具体例は、次のとおりである。

災害区分	具体例
地震・津波災害	・ 東海・東南海・南海地震などの海溝型地震 ・ 上町断層帯地震などの近畿圏直下型地震
風水害	・ 伊勢湾台風級の台風の大坂湾への接近による高潮災害 ・ 琵琶湖淀川等の大河川の洪水氾濫災害、集中豪雨による広範な内水氾濫
原子力災害	・ 原子力発電所事故
感染症	・ 新型インフルエンザのまん延 ・ 高病原性鳥インフルエンザのまん延

その他、鉄道事故災害、航空事故災害等の事故災害、口蹄疫等の危機管理事案など広域の対応が必要とされる災害等

広域連合の役割

広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、広域連合内の応援・受援の調整及び全国からの応援に対する受援の調整、平常時には、広域連合の防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示

大規模広域災害が発生した時の広域連合、構成府県の広域対応指針を初動シナリオ、応援・受援のシナリオ、復旧・復興のシナリオにより提示する。

(1) 初動シナリオ

情報収集、災害対策（支援）本部の設置、緊急派遣チームの派遣、現地支援本部等の開設など

(2) 応援・受援シナリオ

被災者の支援、救援物資の需給調整、応援要員派遣・受入調整、帰宅困難者への対応など

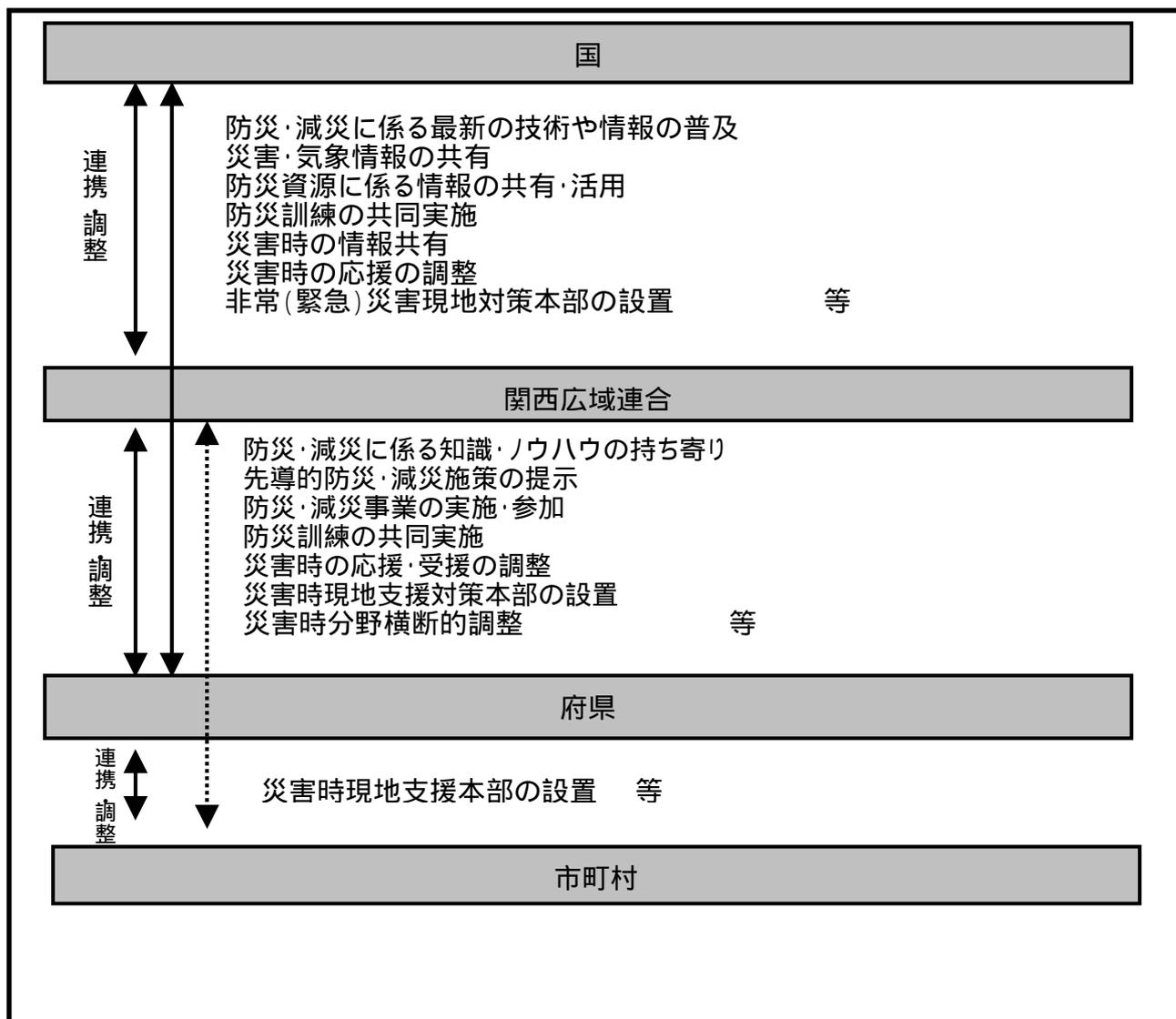
(3) 復旧・復興のシナリオ

復興ビジョンの策定、緊急復興計画の策定支援、被災者の生活復興支援など

2 国、府県、市町村の役割を踏まえた応援、受援の調整

災害の規模が大きく、被害が甚大で被災府県・市町村だけでは対応できない場合において、国と連携・調整を図りながら広域連合が構成府県内外の広域的な応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

< 国、関西広域連合、府県、市町村の連携・調整 >



3 災害情報の共有、情報の発信

大規模広域災害の発生時に、広域連合は、構成府県及び連携府県及び国・関係機関と連絡を取り合い、被害に関する状況、応急対策に関する状況などの情報収集を行い、整理・集約し、遅滞なく、構成府県及び連携府県に情報提供を行うとともに、構成府県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・構成府県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

4 災害に備えるための事業の企画、実施

大規模広域災害が発生した際、迅速かつ的確に対応できるよう平常時から、国、関係機関・団体等と連携するとともに、広域応援訓練、広域避難対策、防災人材育成事業などの防災・減災事業を企画・実施する。

地震・津波対策編

被害想定

関西において大規模広域災害をもたらす地震としては、次のものが想定されており、各府県で行った被害想定をもとに、広域連合としての防災・減災対策を体系的に講じる。

- ・東海・東南海・南海地震
- ・琵琶湖西岸断層地震
- ・花折断層帯地震
- ・奈良盆地東縁断層帯
- ・京都西山断層帯地震
- ・生駒断層帯地震
- ・上町断層帯地震
- ・大阪湾断層帯地震
- ・中央構造線断層帯地震
- ・山崎断層帯地震 等

以下に、東海・東南海・南海地震と上町断層帯地震について各府県の被害想定を示すとともに、参考として、中央防災会議による現行の被害想定も示す。

また、琵琶湖西岸断層地震、花折断層帯地震、奈良盆地東縁断層帯、京都西山断層帯地震、生駒断層帯地震、大阪湾断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び山崎断層帯地震については、資料編に示すこととする。

なお、東海・東南海・南海地震については、東日本大震災の発生を受け、中央防災会議において被害想定の見直しが検討されており、広域連合としてもそれを受けて被害想定を行うことにしている。したがって、本編に示す防災・減災対策についても、新しい被害想定に基づき見直しを行う予定であり、それまでの間は構成府県の暫定的な対策を踏まえた対応とする。

(1) 東海・東南海・南海地震

各府県による被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	備考
滋賀県	50	1,427	南海地震又は東南海地震
京都府	130	10,400	東南海・南海地震
大阪府	99	22,341	東南海・南海地震
兵庫県	530	18,695	東海・東南海・南海地震
和歌山県	5,008	104,595	東海・東南海・南海地震
徳島県	4,300	49,700	東南海・南海地震
三重県	1,600	79,800	東海・東南海・南海地震
奈良県	4	1,250	東南海・南海地震
合計	11,721	288,208	

< 津波の想定 >

府県名 (最大津波高さ 市町村名)	第1波ピークの津波到達時間	津波最大高さ
大阪府(高石市)	100分	3.4m
兵庫県(南あわじ市)	50分	5.8m
和歌山県(串本市)	6分	8.8m
徳島県(海陽町)	15分	9.0m

【参考】

中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定
(平成15年9月17日)

府県名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)
滋賀県	10	1,200
京都府	10	2,200
大阪府	50	13,000
兵庫県	100	6,100
和歌山県	4,600	47,000
徳島県	1,300	15,000
鳥取県	-	-
連合小計	6,070	84,500
福井県	-	30
三重県	2,600	51,000
奈良県	10	1,400
連携県計	3,610	52,430
関西計	8,680	136,930
全国計	25,000	550,000

注1) 揺れによる建物倒壊の他、津波、火災、崖崩れによる死者発生

注2) 揺れの他、津波、火災、液状化、崖崩れの発生による建物全壊

< 津波の状況 >

沿岸域名 警戒地区名	津波到達時間(20cm上昇時)	津波最大高さ
大阪湾	40-120分	1-3m
淡路島南部	30-50分	3-5m
瀬戸内海(兵庫県沿岸)	60-120分	1-2m
和歌山県東岸	0-10分	5m以上
和歌山県西岸	30-50分	3-5m
徳島南岸	0-10分	5m以上
徳島東岸	30-50分	3-5m

上記各地域とも約50分から60分周期で4、5波来襲、発災から5～6時間継続する。
また、第2波以降が最高津波高さを示すこともある。

【参考】中央防災会議見直しの検討状況

平成23年4月27日～	中央防災会議において「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を設置し、12回にわたる審議を行う。
平成23年8月28日～	「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、検討 < H23.12を目途に中間取りまとめ（想定震源域・波源域の設定の考え方等） >
平成23年9月28日	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」をとりまとめ
平成24年夏以降	東海・東南海・南海地震の新たな想定地震の設定方針、地震動・津波高さ等の推計結果の取りまとめ

(2) 近畿圏直下型地震

[上町断層帯地震の被害想定]

各府県の被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	備考
京都府	90	5,000	
大阪府	12,728	362,576	
兵庫県	5,445	94,749	
合計	18,263	462,325	

中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定

(平成19年11月1日)

[上町断層帯地震の被害想定]

府県名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)
滋賀県	-	約100
京都府	約200	約4,500
大阪府	約36,000	約670,000
兵庫県	約800	約13,000
和歌山県	約20	約400
徳島県	-	-
鳥取県	-	-
連合小計	約37,000	約688,000
福井県	-	-
三重県	-	約10
奈良県	約100	約2,300
連携県計	約100	約2,310
関西計	約37,100	約690,000
全国計	約37,100	約690,000

注1) 揺れによる建物倒壊の他、火災、崖崩れによる死者発生

注2) 揺れの他、火災、液状化、崖崩れによる建物全壊

< 参考 >

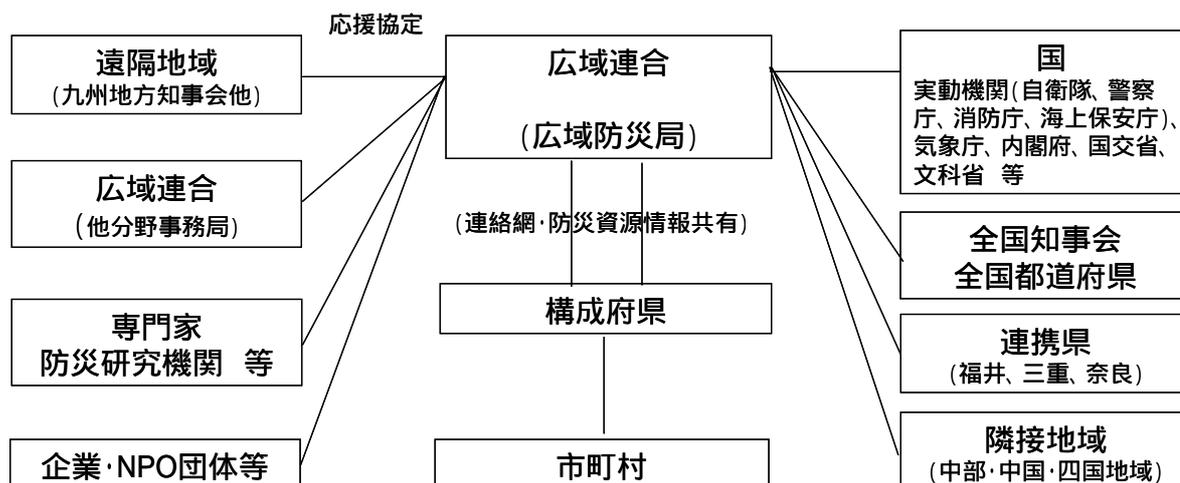
- ・ 近畿圏直下型地震の被害想定（資料参照：今後添付）

災害への備え

広域連合は、平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害に備える。

1 関係機関・団体等との平常時からの連携

広域連合は、大規模広域災害に対して、構成府県、広域連合他分野局、連携県、全国知事会、国、研究機関及び企業等が連携して対処するための体制整備を行う。



(1) 構成府県の連携

緊急連絡体制等、複数の情報通信手段による連絡体制の構築

一般電話、携帯電話、防災行政無線、ファクシミリ、電子メール及び衛星電話等、複数の情報通信手段による連絡体制を構築する。

大規模広域被害想定の実施・共有

東海・東南海・南海地震の被害想定を広域的に実施し、その結果を共有する。

人的・物的資源の情報共有の推進

職種別人員の状況、救援物資及び資機材等の保有状況に関する資料を定期的に交換することにより、人的・物的資源に関する情報を共有する。

(2) 広域連合他分野との連携

大規模広域災害発生時に、広域医療局が行うドクターヘリの派遣等、他の分野と連携して、災害対応を行う体制を整える。

- ・ 風評被害対策、被災地への集客促進
- ・ 広域周遊中の観光客被害把握・安否確認・観光地等での交通情報等のサインの設置
- ・ 被災企業支援、サプライ・チェーンの回復支援
- ・ ドクターヘリ派遣、救護班等派遣支援
- ・ 災害廃棄物(がれき等)対策、環境モニタリング対策 など

(3) 都道府県との連携

連携県や遠隔地域と相互応援協定を締結することや隣接地域との連携により、災害が発生した場合の応援体制を整備する。

連携県との応援協定

福井県、三重県及び奈良県と相互応援協定を締結することにより、福井県、三重県、奈良県で災害が発生した場合、さらに、広域連合構成府県で災害が発生した場合の応援体制を整備する。

遠隔地域との協定

大規模広域災害では、隣接地域も被災し、応援を求めることが困難な場合もあることから、遠隔地域である九州地域と相互応援協定の締結を行うとともに、その他の遠隔地域との相互応援協定についても検討を進める。

隣接地域との連携

救援物資、応援要員及び広域避難の応援・受援が迅速に実施できるよう隣接地域である中部、中国及び四国地域との連携体制を整備する。

全国都道府県との協定

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」により、都道府県間の相互応援体制を確保する。なお、広域防災局は、近畿ブロックの幹事県の役割を担い、近畿からの応援、近畿への応援について調整を行う。

また、全国知事会が行う全国都道府県の災害時応援調整について、カウンターパート方式等の応援方式を迅速にとれるよう働きかける。

(4) 国との連携

関係省庁等との連携、防災情報・防災資源の活用

防災訓練等により、警察庁、消防庁、海上保安庁、自衛隊、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び気象庁等との連携を図る。

また、国の現地対策本部が設置された場合に広域連合や構成府県から職員を派遣し、国と応援受入れの調整を行う等、国との連携体制を整備する。

科学的知見の活用

国が実施する津波被害想定や地震・津波観測監視システム（DONET）、海底津波計システム（DART）等先端津波観測技術情報等、国のもつ科学的知見を活用する。

(5) 専門家・防災研究機関等との連携

専門的な知見・各種研究成果の活用

防災に関する専門家、研究機関等の知見や各種研究成果を災害対策に役立てるとともに、平常時から専門家等とのネットワークを構築する。

士業団体との協定の締結

広域の建築士・弁護士等の士業団体と協定を締結する等して、災害時に、構成府県の要請に基づき一定の資格を有する者等の派遣が行われる仕組みを構築する。

(6) 企業等との連携

企業・業界団体と協定を締結する等して、災害時に、構成府県からの要請に基づき、企業の協力が得られる仕組みを構築する。

企業・業界団体	連携内容
倉庫業者・宅配業者	救援物資の集積・配送
旅館・ホテル・民間賃貸住宅・企業（社宅）	避難所、仮設住宅の提供
空港・港湾管理者・海運・航空事業者	物資（集積・輸送）、要員（派遣・輸送）、広域避難
鉄道・バス事業者等	避難者・帰宅困難者・支援者の輸送
コンビニ・外食事業者	帰宅困難者支援
大規模店舗・集客施設	帰宅困難者の収容
鉄道事業者・地下街会社	津波避難対策

2 防災・減災事業の展開

災害の発生を防止し、また被害の軽減を行う防災・減災事業を実施する。

(1) 広域津波被害想定の実施

広域連合は、東日本大震災を受け、東海・東南海・南海地震に関して、国が実施する被害想定を踏まえ、他の西日本の県とも連携をして、詳細な津波被害想定を実施する。

(津波被害想定の内容)

- ・ 浸水範囲、浸水深、浸水速度等を表示するマップの作成、曝露人口、住宅被害等の予測等

(参考)国の東海・東南海・南海3連動地震の考え方

レベル1・・・百年に一度程度の津波(発生頻度は比較的高いが最大クラスではない)
現行の地域防災計画では、100～150年周期で発生するとされる東海・東南海・南海3連動地震のうち、既往最大である安政南海地震(M8.4)の規模を想定し、対策を行っている。このレベルの津波は、海岸保全施設の整備等により、被害を生じさせないよう「防御」するためのハード対策を中心に実施する。

レベル2・・・千年に一度程度の津波(東日本大震災並の最大クラスの津波)
東日本大震災(M9.0)の津波(千年に一度程度)など、レベル1である安政の3連動地震津波を上回る規模の津波に対しては、ハード対策による「防御」には限界があることから、住民の避難に重点を置いた、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を行う。

(2) 広域応援図上訓練の実施

広域連合は、関西が一体となって大規模広域災害に対処する体制を強化するため、大規模広域災害を想定し、近畿府県合同防災訓練(実動訓練)と連携して、構成府県、連携団体、関係機関等が参加する広域応援図上訓練を実施する。

訓練の内容

広域連合災害対策本部事務局の立ち上げ・運営訓練、同災害対策本部設置運営訓練、構成府県の応援・受援訓練、国の現地対策本部との連携訓練 等

(3) 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築

広域連合は、災害発生直後に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備する。

物資集積・配送マニュアルの策定

広域連合は、大規模広域災害発生時において、構成府県や全国から送付される物資の受入れ、迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保の手法等を定めた物資集積・配送マニュアルを策定する。

あわせて、倉庫、トラック等の事業者など民間のノウハウや施設などを活用でき

るしくみ、さらにボランティア・NPOとの連携についても検討を行う。

また、輸送ルートの確保に関しては、救援物資のみならず応援要員の派遣や避難者の輸送も含め、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者と緊急輸送にかかる協定を締結するなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

備蓄計画の策定

広域連合は、大規模広域災害発生時における関西全体の備蓄の基本的な考え方、必要備蓄物資の品目、備蓄量、備蓄場所等を定めた計画を策定する。

あわせて、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品など備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

(4) 緊急派遣体制の整備

広域連合は、大規模広域災害発生時において、応援の必要性についての情報収集のための緊急派遣チーム、応援決定後の被災府県等の支援ニーズの把握等のための現地支援本部の設置等を迅速に実施できるよう、緊急派遣体制を整備する。

緊急派遣チームの編成

広域連合及び構成府県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム（先遣隊）を予め編成する。

現地支援本部（府県庁）・現地連絡所（被災市町村）設置・運営要領の作成

広域連合は、大規模広域災害時に被災府県庁に設置する現地支援本部及び被災市町村に設置する市町村現地連絡所の設置及び運営に関する要領を作成する。

(5) 帰宅困難者支援

広域連合は、大規模広域災害が発生し、交通機関の運行が停止した際に、帰宅が困難になった住民を支援するため、平常時から必要な情報の共有化を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

基本方針

広域連合は、構成府県と連携して帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する可能性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動などの応急対策活動が妨げられるおそれもあることから一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。

また、助ける側になって可能な範囲で地域における「共助」の活動を促進するとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、代替輸送の調整やコンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発

広域連合は、構成府県と連携して主要幹線道路の情報・鉄道の運行状況を関係機関で情報共有するしくみを確立するとともに、府県民にこれらの情報入手方法についての普及啓発を図る。

支援情報等の提供方策の検討

広域連合は、構成府県と連携して災害時帰宅支援ステーションなどの支援情報や交通情報等をエリアメール、ホームページや携帯サイトなどを活用して府県民に対し、提供するしくみについて検討を進める。

災害時帰宅支援ステーション事業の推進

広域連合は、構成府県と連携して災害時に帰宅困難者を支援するため、コンビニエンスストアや外食店において水道水やトイレ及び通行可能な道路情報を提供する「災害時帰宅支援ステーション事業」を推進し、帰宅困難者支援体制を充実する。

また、構成府県は、災害時に災害時帰宅支援ステーションが利用できるよう、訓練等を通じた徒歩帰宅者の支援体制を充実する。

帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生直後、行政は人命救助、消火活動等応急対策を中心とした活動を優先することから、企業等では、帰宅できない従業員等に対して自助活動を推進する必要がある。そのため、広域連合は構成府県と連携して、以下のことについて普及啓発を行う。

- ・ むやみに移動を開始することは避ける
- ・ 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- ・ 災害用伝言ダイヤルの活用
- ・ 企業等における災害時の行動計画の策定
- ・ これらを確認するための訓練による検証

事業所等への要請

広域連合は、構成府県と連携して事業所や大規模集客施設に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や来場者等を待機させること、及び建物の耐震化、備蓄などについて働きかける。

また、大規模店舗や企業に協力を求め、帰宅困難者を収容するための協定の締結を検討する。

観光客等への支援の検討

広域連合は、構成府県と連携して観光協会、旅行会社やホテル・旅館業者等と連携して、観光客等に災害時の的確な行動について周知・広報に努める。

(6) 津波避難対策

津波被害による避難が適切になされるよう、広域連合は、次の対策を実施する。

高架鉄道駅・高速道路の活用

広域連合は、構成府県と連携して津波発生時に、平野部などで高台がない場合などに、避難場所としての高架鉄道駅や高速道路のパーキングエリア等の活用について関係事業者と協議を進める。

地下街・地下鉄避難対策の推進

広域連合は、構成府県と連携して津波発生時に浸水の可能性のある地下街や地下鉄について、関係市町村とともに、事業者が地下街・地下鉄利用者等の避難誘導を適切に行うことを定めたマニュアル等の整備を行うよう働きかける。

府県民への津波避難の共同啓発

広域連合は、構成府県と連携して津波避難に関して、あらゆる機会を利用して、次の事項について啓発を行う。また、学校教育の場において津波避難教育がなされるよう、教材、啓発資材の開発等に努める。

(津波の心得)

- ・ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ・ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない（最低6時間は避難所に滞在する）。
- ・ 津波見学は絶対にしない。
- ・ 海岸や河川敷からできるだけ早く高い所に避難する。
- ・ 避難勧告・指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。
- ・ 普段から浸水域や到達時間、避難場所を確認しておく。

(7) 防災分野の人材育成

広域連合は、構成府県の防災担当職員の災害対応能力の向上を図るため、専門的な研修を行う他、構成府県主催の研修や人と防災未来センター等研究・研修機関が実施する研修への参加を促す。

広域連合共通研修の実施

構成府県防災部局職員等を対象に、共通の課題についての研修を、構成府県持ち回りにより共同実施する。

《実施研修》

- ・ 防災部局職員基礎研修
- ・ 災害救助法実務担当者研修
- ・ 家屋被害認定研修 等

構成府県主催研修への他府県職員の参加

構成府県の主催研修について、可能な限り他の府県職員が参加できるよう配慮する。

人と防災未来センターで実施する災害対策専門研修への積極的な参加

人と防災未来センターで実施している階層別の専門研修への積極的な参加を促し、構成府県内市町村職員を含めた防災担当職員のスキルアップを図る。

《実施研修》

- ・ 災害対策専門研修(トップフォーラム)
- ・ 災害対策専門研修(マネジメントコース・ベーシック)
- ・ 災害対策専門研修(マネジメントコース・エキスパート)
- ・ 災害対策専門研修(マネジメントコース・アドバンスト)
- ・ 災害対策専門研修(特設)

(8) 減災対策の普及啓発

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を忘れることなく、地震・津波災害に備えて、日頃から、一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、自分のため、家族や地域のために、自ら実践できる減災のための取組を進める必要がある。

このため、広域連合は、構成府県と連携して啓発キャンペーンや防災教育のテキスト開発などに努めるとともに、市町村と連携し、次に掲げる減災対策の普及に努め、住民の主体的な減災への取組を促進する。

啓発項目	内 容
減災チェック項目の点検	・日頃から、家庭内で、ア)災害時の連絡方法、イ)避難場所、ウ)避難経路、エ)家族の役割分担、オ)家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ)備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。 ・事業所では、ア)事業継続計画(BCP)の作成、イ)建物の耐震性の確保、ウ)転倒落下防止、エ)自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ)地域の防災訓練への参加等を行う。
情報収集手段(ラジオ等)の確保	・住民各自が身近で携帯性もあるラジオや携帯電話の確保等、気象情報や地震速報等の最新情報を確認するよう努める。

住宅・宅地の耐震化	・各家庭において、簡単な耐震チェックで自宅等を自己診断するとともに、特に昭和56年以前（新耐震基準適用前）に建てられた住宅は、専門家による耐震診断と必要に応じた耐震改修を行うよう努める。
室内安全対策（家具の固定等）	・倒れてきた家具や落下物による負傷や避難路をふさぐことなどを防止するため、建物の耐震化と合わせ、家具の転倒防止対策等を行い安全の確保を行う。
コミュニティレベルの実践的防災訓練の実施	・普段から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、地域ぐるみで実践的な訓練を実施する。
災害時要援護者の避難の普及・促進	・民生・児童委員等地域での福祉に携わる者は勿論、自治会や自主防災組織でも要援護者の所在等の情報共有に努め、迅速に安否確認や避難支援、救助などが行える体制を準備する。

(9) 被災行政支援方策

大規模広域災害発生時には、津波災害等により庁舎が被災するなどした被災市町村は、行政機能の大幅な低下により、膨大な災害対応事務の発生に対応しきれない場合がある。

このため、構成府県において、その応援方策について事前に準備を進める。

項目	内容
被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保	<p>・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制を確保できるように努める。</p> <p>（標準的チームの構成例：各人が特定の役割を持つ全体として1つのチーム）</p> <p>・総括・情報収集担当・ロジ担当・保健衛生担当・がれき処理担当・住宅担当・仮設住宅運営支援担当・市町村機能支援（各種証明書等発行、課税業務、家屋被害認定）担当など</p> <p>（行政事務分野別チームの種類：特定行政分野ごと複数名で構成するチーム）</p> <p>・応急危険度判定、家屋被害認定、健康相談、栄養相談、こころのケア、がれき処理、廃棄物処理など</p>
市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ	<p>・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援（非被災市町村が特定の被災市町村を応援）が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。</p> <p>（応援分野例）</p> <p>・避難所運営支援、がれき処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理受付、税務窓口、生活再建支援金窓口、義援金申請受付、災害弔慰金、仮設住宅入居希望データ入力、遺体安置所受付業務など</p>

(10) 広域避難体制の整備

大規模広域災害発生時には、多数の避難者が生じ、被災府県内の避難所で収容できない可能性がある。また、津波災害などの状況によっては、避難が長期化する可能性があり、被災地においては、ライフラインの途絶やプライバシーが保持しにくい状態など厳しい避難生活が長引くことが想定される。

このため、府県域を越えた避難が迅速になされるよう、構成府県は管内市町村の協力を得ながら準備に努める。

また、入院患者や施設入所者の受け入れ先の確保を進める。

空き公営住宅等の把握

構成府県は、災害時に被災者を公営住宅等へ迅速に一時入居させられるよう、市町村と連携し、管内の公営住宅、府県・市町村職員住宅等の空き状況を把握できるしくみを整備する。

広域連合は、広域避難のための調整ができるよう、都市再生機構住宅（UR）及び国家公務員宿舎等について、その空き室情報を一括して把握するしくみを整備するとともに、構成府県が調査した公営住宅等の空き状況をとりまとめることができるよう構成府県と調整しておく。

旅館・ホテル・不動産協会等との連携

広域連合は、構成府県と連携して旅館・ホテル・不動産協会等との災害時の住宅供給に関する協定の締結など連携に努める。

入院患者や施設入所者の受入調整

構成府県は、入院患者や施設入所者を受け入れられるよう、受入病院や社会福祉施設を把握し確保できる体制を構築しておく。

(11) 孤立集落対策

広域連合は、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、物資搬送や住民移送について民間ヘリコプターに係る協定の拡大などに取り組む。

構成府県は、孤立集落対策として、災害発生直後の救命救助に最も必要となる、通信手段の確保と、ヘリコプターの臨着場等の確保を全孤立可能性集落において確保するよう努める。

表：関西広域連合構成府県における孤立可能性集落数(H22.1 内閣府調)

府県名	孤立可能性集落(農業)	孤立可能性集落(漁業)
滋賀県	119	0
京都府	444	15
大阪府	120	0
兵庫県	378	34
和歌山県	520	0
徳島県	442	23
鳥取県	117	0
小計	2140	72
福井県	209	53
三重県	315	85
奈良県	425	0
小計	1,066	138
全国計	17,406	1,805

孤立集落は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、土砂災害などにより、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き来可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態。

通信手段の確保促進

構成府県は、孤立時の通信手段として、衛星携帯電話などの孤立可能性集落への導入を平成 23 年度に創設された国の補助制度なども活用して実施するように努める。導入に際しては、停電が長期化することも考慮し、通信機器の充電が可能な発電機もあわせた整備を行う。

さらに、通信機器の使用方法、管理方法などについても十分に啓発し、定期的に市町村と対象集落との通信訓練などを行うよう努める。

ヘリコプター臨時着陸場等の確保

構成府県は、ヘリコプターの臨時着陸場を可能な限り孤立可能性集落に確保することが望ましいが、山間部では適地選定が困難な地域が多いことから、ホイスト可能地点を事前に各集落において、住民とヘリコプターの運航主体とで確認を行い、その位置情報を平常時から関係者で共有し、災害発生時の緊急物資の提供、病人、負傷者等の緊急搬送、住民避難が迅速に行える体制整備に努める。

(12) 防災基盤施設の整備促進

広域連合及び構成府県は、関西全体としての防災力の向上を図るため、防災基盤施設・設備の整備を推進・促進する。

地震防災緊急事業5カ年計画の促進

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年6月地震防災対策特別措置法が制定され、各都道府県において、平成22年度まで3次にわたる地震防災緊急事業5箇年計画が策定され、地震防災上重要な施設等の整備が推進されてきた。平成23年度においては、第4次計画の策定が進められている。

構成府県は、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、交通関係施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等、地震防災上緊急を要する施設など、第4次計画に盛り込んだ内容の整備を実施し、防災力のさらなる向上に努める。

事業者等への働きかけ

広域連合は、構成府県と連携して鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、地下街の防災体制の整備等の防災基盤の整備を行うよう働きかける。

(13) 事業継続のためのバックアップ体制の整備促進

災害の発生に備えて、行政、企業、団体は、災害時における事業継続を確保するため、下記の視点に留意することが重要であり、広域連合及び構成府県は、自らの事業継続体制の整備を行うとともに、企業、団体等に対して、事業継続体制の整備についての啓発等を行う。

事業継続計画の策定促進

構成府県は、自らの事業継続計画の策定、改善を進めるとともに、広域連合は、構成府県と連携して中小企業、団体等において事業継続計画（BCP）が作成されるよう働きかける。

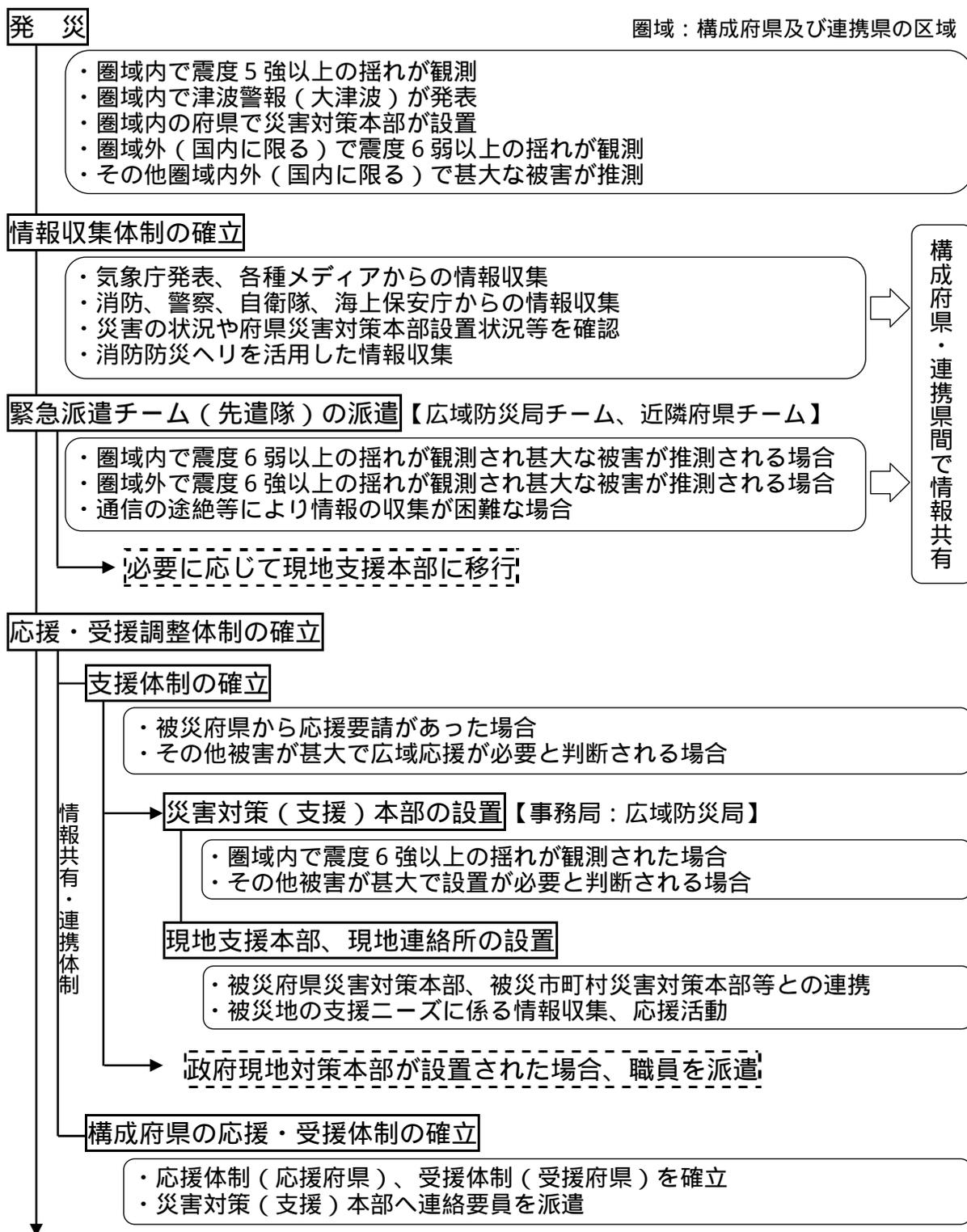
基幹システムのバックアップ

広域連合は、構成府県と連携して事業継続上、重要なシステムやデータは、災害により被害を受けないよう、万全の安全対策や比較的災害の受けにくい遠隔地にバックアップサーバ等の整備を検討するとともに、企業、団体等にも基幹システムのバックアップを働きかける。

災害への対応

1 初動シナリオ

大規模広域災害発生時に広域連合が迅速・的確な対応をとれるように、その初動対応について定める。



(1) 情報収集体制の確立

広域連合は、次の事態が発生した場合には、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、構成府県及び連携府県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を入手するとともに、構成府県及び連携府県と共有する。

この場合において、広域連合は、甚大な被害が推測される府県に連絡するとともに、消防、警察、自衛隊、海保等の関係機関並びに各種メディア等からの情報を収集する。

また、必要に応じて、消防防災ヘリによる偵察を行う。

圏域（構成府県及び連携府県の区域。以下同じ。）内で震度5強以上の揺れが観測された場合

圏域内で津波警報（大津波）が発表された場合

圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合

その他圏域内で甚大な被害が推測される場合

【圏域外での災害発生の場合】

広域連合は、圏域外（国内に限る。以下同じ。）で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災府県等に連絡し災害の状況を把握する。

広域連合は、把握した被災府県の状況を構成府県に提供する。

(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合は、圏域内で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は府県間の通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣府県に緊急派遣チームの派遣を要請する。

【圏域外での災害発生の場合】

広域連合は、圏域外で震度6強以上の地震が観測された場合又は通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チームを被災都道府県に派遣し、応援に必要な情報を収集する。

広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣府県に緊急派遣チームの派遣を要請する。

(3) 応援・受援調整体制の確立

広域連合及び構成府県は、広域応援が必要と判断される場合は、次のとおり体制を確立し、広域応援を実施する。

支援体制の確立

広域連合は、被災府県から応援要請があった場合、その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合には、応援調整に必要な人員を確保し、構成府県と連絡を取り合い、応援調整を行う。

災害対策本部の設置

広域連合は、被害が甚大で広域連合・構成府県の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、各構成府県の知事を本部員、広域連合長を本部長、副広域連合長及び広域防災担当委員を副本部長とする広域連合災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。

ア 災害対策本部会議の開催

広域連合は、災害対策本部を設置した場合には、速やかに本部会議を開催し、次のaからeまでの事項について協議する。

本部長は、連携県及び消防、警察、自衛隊、海上保安本部にオブザーバーとしての参加を求めるとともに、必要に応じてアドバイザー等の参加を求め助言を得る。

本部員が、自府県の災害対応又は交通途絶等のため、一堂に会することができない場合はWEB会議システム等を活用し本部会議を開催する。

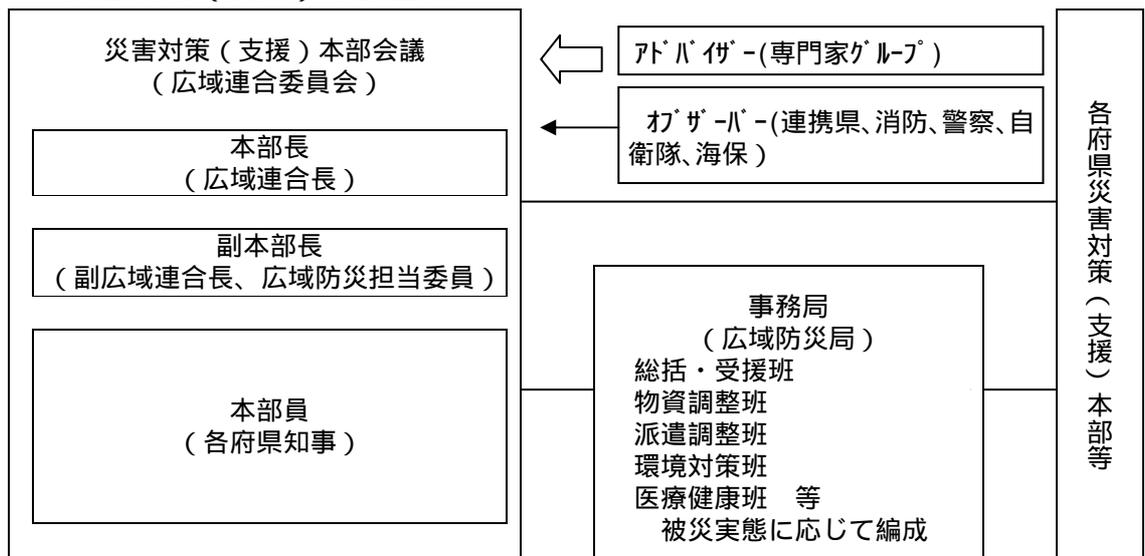
- a 物資の提供、緊急派遣チームの派遣その他の当面の対策
- b 応援方式（カウンターパート方式等）の決定
- c メッセージの発出
- d 現地支援本部及び現地連絡所の設置
- e その他協議が必要な事項

イ 災害対策本部事務局

災害対策本部に、その事務を処理させるため、災害対策本部事務局を置く。災害対策本部事務局は、広域防災局が担う。

構成府県は、連絡員として災害対策本部事務局に関係職員を派遣する。ただし、自府県の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。

災害対策（支援）本部組織



【圏域外での災害発生の場合】

広域連合は、圏域外で災害が発生した場合において、広域応援が必要と判断したときは、災害対策支援本部を設置し、応援調整を実施する。

災害対策支援本部の組織等は、災害対策本部に準じる。

現地支援本部等の設置

ア 現地支援本部の設置

広域連合及び構成府県は、災害対策本部を設置したときは、必要に応じて被災府県の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県内に現地支援本部を設置する。現地支援本部の開設及び運営については、被災府県の業務に負担をかけないことを旨とし、原則として自給自足によるものとする。

イ 現地連絡所の設置

広域連合及び構成府県は、災害対策本部を設置したときは、必要に応じて被災市町村の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集及び応援活動のため、被災市町村内に現地連絡所を設置する。現地連絡所の開設及び運営については、被災市町村の業務に負担をかけないことを旨とし、原則として自給自足によるものとする。

構成府県の応援・受援体制の確立

ア 応援体制の確立

被災していない府県又は被災の程度が軽微で被災府県を応援できる状況にある府県（以下「応援府県」という。）は、災害対策支援本部の設置等、応援体制を確立し、被災府県を応援する。

イ 受援体制の確立

被害が甚大で構成府県からの応援を受ける府県（以下「受援府県」という。）は、円滑に支援を受け入れるための体制を整備する。

ウ 応援方式

被災府県が複数の場合、原則として、被災府県を応援府県が分担するカウンターパート方式による応援方式をとる。ただし、応援府県の被災経験の有無、救援物資の保有状況を勘案して、必要に応じてカウンターパート方式にこだわらずに広域連合が応援府県と調整の上、応援先を調整する。

被災府県が単数の場合は、原則として、広域連合が応援府県の具体的な応援内容、応援先を調整する方式をとる。

政府現地対策本部が設置された場合の対応

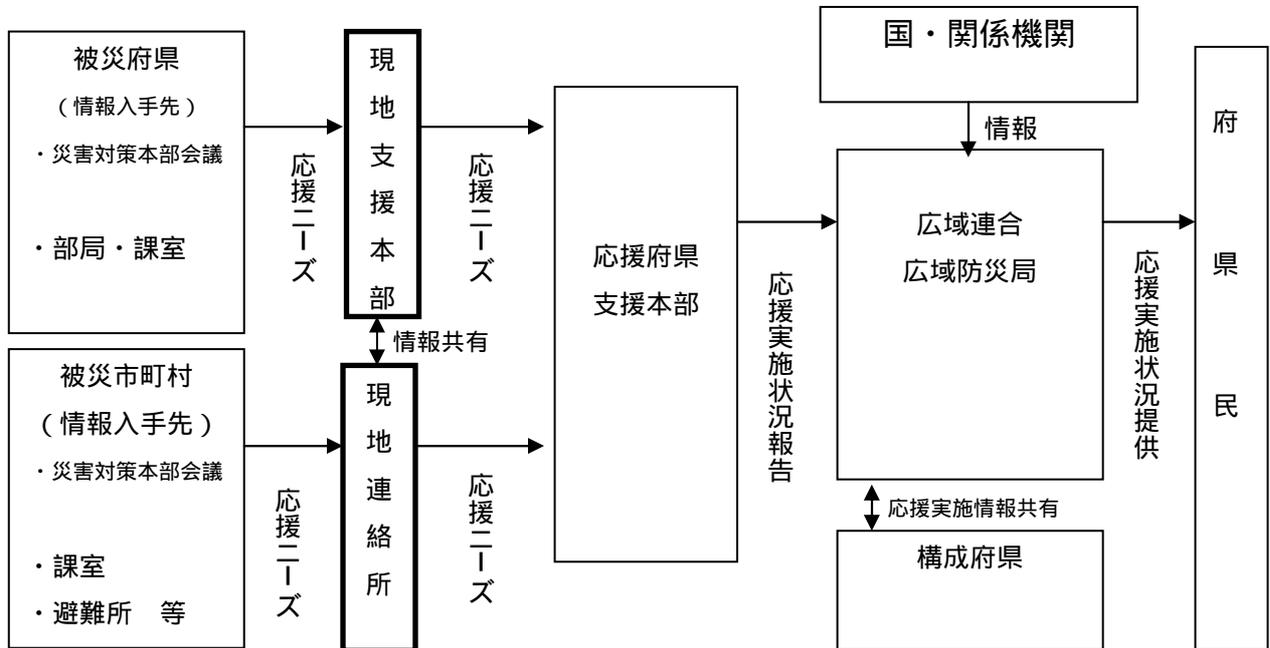
東南海・南海地震が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合または構成府県から職員を派遣し情報収集等を行う。

広域連合は、政府現地対策本部で得られた情報を集約した上で、構成府県に提供し情報共有を図る。

2 応援・受援シナリオ

2-1 情報の収集・提供

広域連合及び応援府県が応援を実施するために必要な情報の収集・整理の方法、並びに広域連合からの情報の発信方法は以下のとおりとする。



情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、テレビ会議システム等

(1) 応援府県の対応

必要な情報収集・整理

応援府県は、次の手順で具体的応援に必要な情報収集を行うとともに、収集した情報の整理を行う。

- ・ 現地支援本部（府県庁）又は現地連絡所（市町村）からの情報入手体制を確保する。
- ・ 被災自治体災害対策本部、被災自治体との連絡会議、避難所運営支援員等からの情報入手など被災地からの情報収集・伝達方法を確立する。

応援実施状況の報告

応援府県は、応援実施状況を広域連合に報告する。

(2) 広域連合の対応

広域連合は、応援府県の応援実施状況をとりまとめ、構成府県と情報共有を行うとともに、府県民に情報提供を行う。

また、国の現地対策本部が設置された場合、広域連合は、入手した情報を構成府県に伝達し、情報の共有を図る。

(3) その他

被災府県は、危険物施設、ライフライン施設（電気・水道・ガス）の被災情報を収集し、必要に応じて管理者に対して必要な対応を要請する。

(1) 現地支援本部（被災府県庁）の設置・運営

広域連合及び応援府県は、被災府県からの支援ニーズを把握するため、現地支援本部を被災府県庁内等に設置し、運営する。

現地支援本部においては、次の業務を行う。

- ・ 被災府県災害対策本部や被災府県部局・課室などから応援ニーズの把握
- ・ 応援ニーズの応援府県への伝達、応援の調整及び実施
- ・ 有効な応援を実施するための被災府県との意見交換の場、被災府県と応援府県間の情報交換の場の設定の被災府県への働きかけ

(2) 現地連絡所（被災市町村役場）の設置・運営

広域連合及び応援府県は、被災市町村からの支援ニーズを把握するため、現地連絡所を被災市町村役場内等に設置し、運営する。

現地連絡所においては、次の業務を行う。

- ・ 被災市町村災害対策本部や被災市町村課室、避難所などから応援ニーズの把握
- ・ 応援ニーズの応援府県への伝達、応援の調整及び実施
- ・ 有効な応援を実施するための被災市町村との意見交換の場、被災市町村、応援自治体とNPOとの避難所支援、救援物資などの課題別の情報交換の場の設定の働きかけ

< 現地支援本部（被災府県庁） 現地連絡所（被災市町村役場）設置・運営要領の主な項目 >

ア 現地支援本部（府県庁）設置・運営要領

(ア) 業務内容

- ・ 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告
- ・ 各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告
- ・ 阪神・淡路大震災の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う
- ・ 被災府県、応援府県間の応援調整を行う

(イ) 編成

- ・ 総括担当（チーム全体のとりまとめ、被災府県との調整の窓口）、情報収集・連絡担当（総括の補助・情報整理）、ロジスティクス担当（チーム員の業務、生活のサポート）、車両運転担当の府県職員4名の編成を基本とする。

(ウ) 設置・運営手順

- ・ 被災府県災害対策本部周辺に、執務のためのスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災府県に依頼する。
- ・ 被災府県の災害対策本部会議や災害対策本部事務局において、被災府県の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
- ・ 応援府県間の意見交換の場、及び被災府県と応援府県間の情報交換の場を定期的で開催するしくみを構築する。
- ・ 派遣元の府県においては、現地支援本部を支援できるよう、あらかじめ派遣職員からの照会窓口を1本化しておく。

(エ) 装備品

- ・ 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・同充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集など

イ 現地連絡所（市町村）設置・運営要領

(ア) 業務内容

- ・ 被災市町村からの応援ニーズを把握する。また、被災市町村と応援府県との応援調整を行う。
- ・ 教育、ボランティア、避難所運営、行政通常業務、災害時発生行政業務（家屋被害認定、罹災証明書発行、災害弔慰金、生活再建支援金、義援金、住宅応急修理、被災者健康相談・衛生対策、心のケア、仮設住宅対策、がれき処理等環境対策）など被災市町村に生じる課題解決を直接支援する。

(イ) 編成

- ・ 総括担当、情報収集・連絡員、ロジスティクス担当、教育支援員、ボランティア総括コーディネーター、避難所運営支援員、市役所・町村役場業務支援員、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、仮設住宅等住宅対策支援員、がれき処理等環境対策支援員などから構成する。

(ウ) 設置・運営手順

- ・ 被災府県に、被災市町村の支援について協議する。
- ・ 被災市町村と支援の実施について協議し支援分野、支援員の配置を決める。
- ・ 被災市町村災害対策本部周辺に一定のスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災市町村に依頼する。
- ・ 総括担当者、情報収集・連絡員は、被災市町村の災害対策本部会議、災害対策本部事務局で、被災市町村の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
- ・ 応援府県・市町村間の意見交換の場、応援府県・市町村、被災市町村とNPOとの避難所支援、救援物資など課題別の意見交換の場を定期的で開催するしくみを構築する。
- ・ 市町村業務の支援を行う職員は、それぞれの分野を所管する被災市町村の局部課の長の指示のもとで支援業務を実施する。
- ・ 市町村支援本部への派遣職員は、定期的に情報交換・打ち合わせ会議を開催する。
- ・ 総括担当者は、状況に応じた派遣体制の拡充・縮小について、被災市町村の人事担当者調整する。
- ・ 派遣元の府県及び被災県に設置した現地支援本部において、現地連絡所を支援できるよう、体制を整える。

(エ) 装備品

- ・ 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・同充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集など

2-3 被災者の支援

被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していく。広域連合及び構成府県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。

		生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	前期	<ol style="list-style-type: none"> 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> 道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が被災者に十分に届かない 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> 暑さ・寒さへの対応ができない 断水でトイレ、風呂が利用できない 多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難 健康 <ul style="list-style-type: none"> 食生活の偏りや、劣悪な環境、治療中断で心身の健康に影響 災害のストレスによる精神的不調 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村職員が対応 避難住民による自治が求められる 自宅避難、指定されていない場所での避難の存在 	<ol style="list-style-type: none"> 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> 救援物資調達・救援ルートの確保 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> 冷暖房機器などの整備、福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用、広域避難受入 仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 健康 <ul style="list-style-type: none"> 保健師による健康相談 栄養士による食生活のチェック 食生活、居住環境の改善 こころのケアチームによる地域精神医療の補完 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> 応援職員等による支援、ボランティアによる支援 	<p>救援物資の供給調整（2-4で詳細を記載 p29～31）</p> <p>応援職員の派遣調整（2-5で詳細を記載 p32～34）</p> <p>広域避難の調整（2-6で詳細を記載 p35～36）</p>
	安定期	<ol style="list-style-type: none"> 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> 炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等） あまり使われない物資の滞留 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> プライバシーの確保（間仕切り、更衣ルームなど） 悪臭・はえ・蚊の発生 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> 応援職員やボランティアに依存 昼間の避難者の減 運営への支障 健康 <ul style="list-style-type: none"> 生活不活発病等二次的な健康問題発生 災害のストレスによる精神的不調 	<ol style="list-style-type: none"> 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> ボランティアなどによる支援 栄養士による栄養相談の実施 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> 避難所のバリアフリー化、間仕切りパーティションの設置 災害廃棄物の早期撤去、害虫駆除等の衛生管理対策 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> 避難者の自主運営へ働きかけ 健康 <ul style="list-style-type: none"> 保健師等による健康相談 予防接種や健診など通常業務再開 支援者のメンタルヘルスに関する支援 その他 <ul style="list-style-type: none"> 避難所パトロール 	
仮設住宅期	<ol style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の運営 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の見守り コミュニティづくり その他 <ul style="list-style-type: none"> 生活の自立、健康不安の長期化 精神的不調の長期化 	<ol style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の運営 <ul style="list-style-type: none"> コミュニティに配慮した住戸配置、地域型仮設住宅の設置、集落ごとの集団入居、ふれあいセンターの設置 その他 <ul style="list-style-type: none"> 保健師等による健康相談強化、生活支援アドバイザー、民生委員・児童委員、健康アドバイザー、ボランティア等による支援、支援者のメンタルヘルスに関する支援 	<p>仮設住宅のコミュニティづくりへの専門家の派遣調整</p> <p>地域型仮設住宅運営へのアドバイザーの派遣調整</p>	

2-4 救援物資の需給調整

広域連合が被災地のニーズに応じ救援物資の需給調整を行うことを定める。

	被災市町村	被災府県	広域連合・応援府県
初動期 (発災 ~1日)	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況 避難者数 避難所開設状況 被災者ニーズ 	<ul style="list-style-type: none"> 被害予測 <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 広域応援必要性有無の判断 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等の情報収集
応急対応期 (概ね、 発災後 1日以 降)	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況 避難者数 避難所開設状況 被災者ニーズ 	<div style="text-align: center;">報告 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 広域応援必要性有無の判断 </div>	<div style="text-align: center;">報告 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 物資の搬送の実施 </div>
	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の活用 協定締結業者からの物資確保 物資集配拠点の開設・運営 市町村内輸送ルートに関する情報収集、確保依頼 市町村内輸送に係るトラック協会等関係団体への物資輸送協力依頼、配送 救援物資等の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 被害予測 <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 広域応援必要性有無の判断 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等の情報収集
	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の活用 協定締結業者からの物資確保 物資集配拠点の開設・運営 市町村内輸送ルートに関する情報収集、確保依頼 市町村内輸送に係るトラック協会等関係団体への物資輸送協力依頼、配送 救援物資等の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の活用 協定締結業者からの物資確保 物資集配拠点の開設・運営 府県内輸送ルート等に関する情報収集、確保依頼 府県内輸送に係るトラック協会等関係団体への物資配送協力依頼、配送 救援物資等の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等の情報収集

(1) 被災府県の対応

応援要請

被災府県は、災害規模、被害程度等から、救援物資の調達に関し、物資支援の必要性について判断を行い、応援府県に応援要請を行う。

被災府県が1つで広域連合がカウンターパート方式をとらない場合

被災府県は、災害規模、被害程度等から、救援物資の調達に関し、物資支援の必要性について判断を行い、広域連合に応援を要請する。

燃料等の確保

被災府県等は、ガソリン不足により輸送に支障が生じるときには、事業者や国に対してガソリンを確保し供給するよう要請する。

(2) 広域連合・構成府県の対応

物資調整班の設置

広域連合は、救援物資の調達に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策本部事務局において物資調整班を設置する。

緊急物資の需給調整

応援府県は、被災府県からの応援要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、備蓄物資を拠出する。

また、流通備蓄で対応する物資に関しては、協定締結先の事業者・業界団体等に連絡を行い、物資の確保・送付を行う。

被災府県が1つでカウンターパート方式をとらない場合

広域連合は、被災府県からの応援要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、非被災府県と調整して応援計画を作成し、物資の確保・送付を行う。

国・関係団体等との連絡・調整

応援府県は、自府県や流通備蓄で必要な物資の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、国や全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な物資の確保を行う。

被災府県が1つでカウンターパート方式をとらない場合

広域連合は、国や全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な物資の確保を行う。

輸送手段の確保

応援府県は、トラック協会、宅配業者等などとの調整により輸送手段を確保する。

なお、陸路による物資の輸送が困難な場合は、空路・海路による輸送手段を確保する。

道路規制当局（警察・道路管理者）との調整による輸送ルート確保

応援府県は、各輸送手段の規制当局との調整を通じ、輸送ルートを確保する。

応援実績の報告

応援府県は、応援実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合はその情報をとりまとめて定期的に公表する。

救援物資中継拠点の開設・運営

東日本大震災において、被災地内で物資の集積拠点を設置して救援物資の集積、仕分けを行ったがうまく機能しなかったことを踏まえ、広域連合は、必要に応じ、被災地以外に全国からの物資中継拠点の設置の調整を行い、物資中継拠点を設置した府県と連携して、中継拠点の運営を行う。

なお、物資中継拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得て行う。

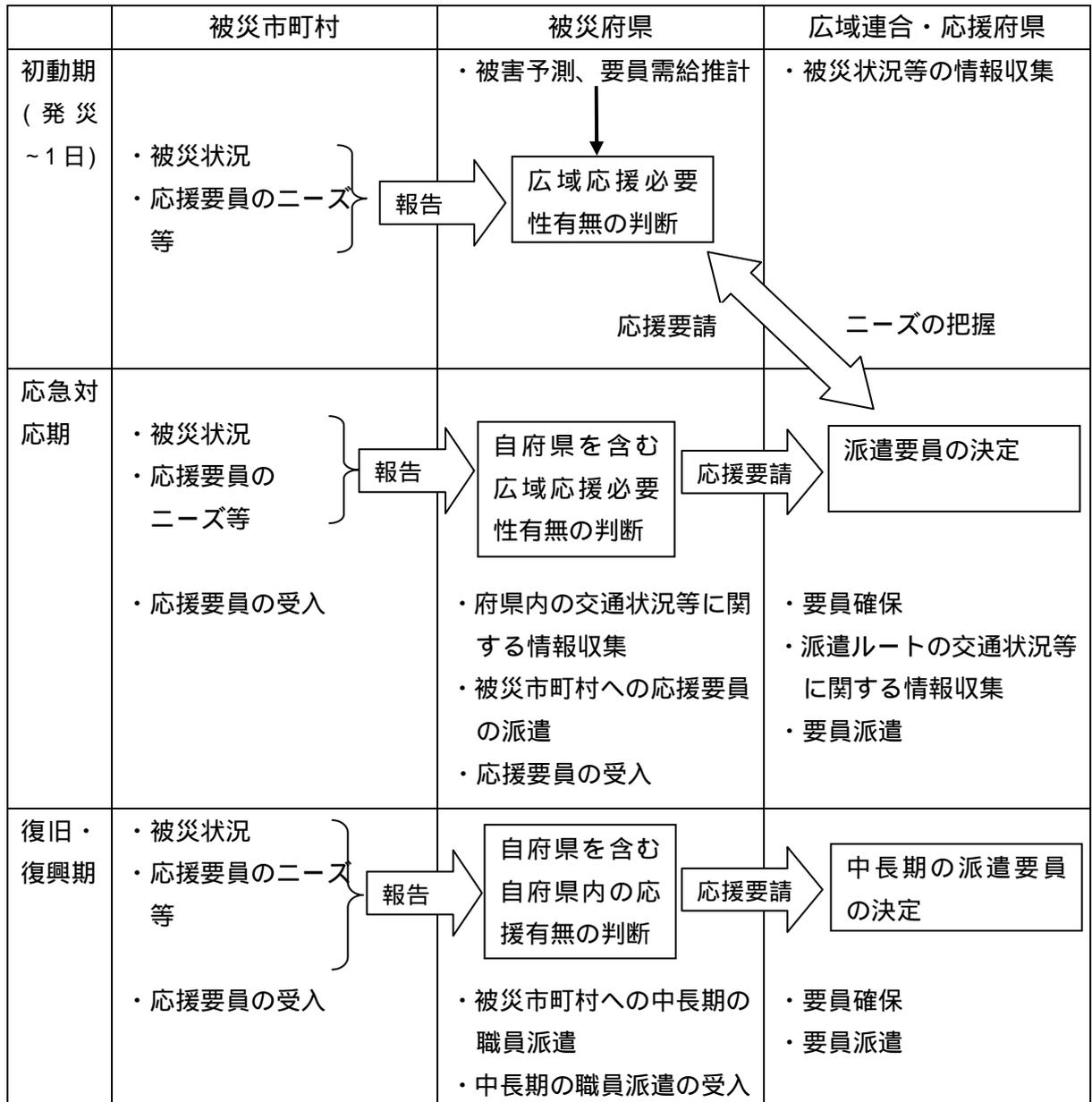
【企業等から提供を依頼又は調達する物資】

飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食
衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク
小児用	子供用おむつ、乳幼児用調整粉乳、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器
衣料	防寒着、夏物衣料、下着
災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーテーション
その他	石油、運送サービス

< 参考 > 物資集積・配送拠点（資料参照：今後添付）

2-5 応援要員派遣・受入調整

被災府県等のニーズに応じ要員派遣・受入の調整を行うことを定める。



(1) 被災府県の対応

応援要請

被災府県は、災害対策の内容・事務量等から、人的応援の必要性について判断を行い、応援府県に応援を要請する。

応援府県は可能な限り速やかに職員派遣を行う。

被災府県が1つでカウンターパート方式をとらない場合

被災府県は、人的応援を広域連合に要請し、広域連合は速やかに構成府県と調整し、構成府県から職員を派遣する。

(2) 広域連合・応援府県の対応

要員調整班の設置

広域連合は、応援要員に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策本部事務局において要員調整班を設置する。

応援要員の派遣調整

応援府県は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。

被災府県が1つでカウンターパート方式をとらない場合

広域連合は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、応援府県と調整し、要員を派遣する。

国・関係団体等との連絡・調整

応援府県は、自府県のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の構成府県、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な要員の確保を行う。

被災府県が1つでカウンターパート方式をとらない場合

広域連合は、構成府県のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、国や全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な要員の確保を行う。

応援実績の報告

応援府県は、派遣実績について、広域連合に報告する。

広域連合は、支援情報をとりまとめて定期的に公表するとともに、プレス対応を行う。

【広域連合において派遣調整を行う要員の例】

東日本大震災の被災地支援において、広域連合で派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

保健福祉・こころのケア・要援護者対策要員（保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等）

応急仮設住宅対策・県有施設復旧工事要員（建築技術職員）

復興まちづくり計画策定支援要員（都市計画職員）

土木復旧対策要員（土木技術職員）

廃棄物処理対策要員（環境技術職員）

家屋被害調査要員（税務職員、建築技術職員）

教育復興要員（震災学校支援チーム、スクールカウンセラー、教職員、退職教員）等

【国で調整する要員の例】

東日本大震災において、主に国が主導して人員派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

広域緊急援助隊（警察庁）

緊急消防援助隊（消防庁）

自衛隊

巡視船艇、航空機等（海上保安庁）

D M A T、救護班等の医療チーム（厚生労働省）

給水車・水道要員（厚生労働省）

被災建築物応急危険度判定士（国土交通省）

被災宅地危険度判定士（国土交通省）

下水道施設要員（国土交通省）

農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）

外国からの応援要員 等

これらの職種の派遣状況を広域防災局では適宜把握し、必要に応じて、カウンターパート制との調整等を行う。

2-6 広域避難受入調整

甚大な被害により、被災府県内の避難所や入院患者・施設入所者の受け入れ先等が不足する場合の府県域を越えた広域的な避難の調整について定める。

	被災府県	避難者受入府県	広域連合
初動期 ・ 応急 対応期 (避難 所期)	被災者の広域避難・収容 が必要と判断・受入要請 被災府県情報を受入府県 に提供	避難者登録システムを活 用し被災府県情報を提供 避難先の生活・医療・雇用 情報を提供 ボランティア等と連携し 避難者の生活支援	受入府県を調整 広域避難計画を作成し避 難者の受入を要請 重症患者、傷病者の広域搬 送調整
復 旧 復興期			被災農業者等の広域避難 調整

(1) 被災府県の対応

応援要請

被災府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災府県の区域外への広域避難、収容が必要であると判断した場合に、必要に応じて、広域避難受入について広域連合に対し要請する。

(2) 広域連合の対応

広域避難調整班の設置

広域連合は、被災府県から要請があった場合、災害対策本部事務局に広域避難調整班を設置し広域避難の調整にあたる。

広域避難計画の作成

広域連合は、非被災府県の避難者受入可能施設を取りまとめ、非被災府県及び関係機関と調整のうえ広域避難計画を作成する。

避難者受入の非被災府県への依頼

広域連合は、広域避難計画の内容を非被災府県に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災府県にも計画の内容を示す。

重篤患者、傷病者の広域避難

広域連合は、重篤患者、傷病者の広域避難にあたっては、広域医療局とも連携し、必要に応じて、ドクターヘリによる患者搬送を実施する。

被災農業者等の広域避難

広域連合は、非被災府県と連携し、被災農業者の就業や研修、被災畜産業者の家畜飼育などを目的とした広域避難についてニーズ把握を行い、被災農業者等の受入に努める。

(3) 避難者受入府県の対応

避難者の受入

避難者受入府県は、被災府県と連絡を取り合い、計画に基づき、避難者の広域避難活動（避難者の搬送、避難所・応急仮設住宅等での受入）を実施する。

この場合において、避難者の愛玩動物についても配慮に努める。

避難者登録システムの活用

避難者受入府県は、市町村の協力を得て避難者登録システムを活用し、避難者情報を被災府県に提供するとともに、避難者に対し被災府県等に関する情報を提供する。

避難者への生活支援

避難者受入府県は、避難者への支援窓口を設けるなどして避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行うとともに、ボランティアとも連携し避難者の生活支援に努める。

自主避難者への支援

避難者受入府県は、自主的に広域避難してきた避難者に対しても、
、
の支援に努める。

要援護者への配慮

避難者受入府県は、避難者の受入にあたっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。特に避難場所での保健師・看護師等による健康状態の把握や福祉施設への入所調整など災害時要援護者への避難支援の充実に努める。

< 参考 > 医療広域搬送拠点（資料参照：今後添付）

2-7 ボランティア活動促進

広域連合及び構成府県は、被災者の救援や被災地の復旧・復興に大きな力を発揮するボランティア活動の促進について定める。

	ボランティアニーズ	被災府県・市町村	広域連合・応援府県
応急 対応 期 (避難 所期)	被災者の生活支援 ・救援物資の仕分け、 配布 ・炊き出し ・泥のかきだし、清掃 ・がれき撤去 ・家具・荷物の搬出 ・避難所運営支援 ボランティアセンターの運営 支援 など	【被災府県】 ボランティアセンター の設置・運営 府県内市町村ボランテ ィアの設置要請及び運 営支援 ボランティア派遣の広 域連合・応援府県への 要請 【被災市町村】 ボランティアセンター の設置・運営 府県内外からボランテ ィア受入表明	【広域連合】 ボランティア活動に対す るメッセージの発出 ボランティアインフォメ ーションセンターの設 置・運営 【応援府県】 ボランティア活動支援 被災地のボランティア受 入業務支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">調整中</div>
復旧 復興 期 (仮 設住 宅期) 以降	避難者の精神的支 援 ・傾聴ボランティア ・お茶会、話し相手 ・芸術文化を生かした 支援(趣味活動、演 奏・合唱などの慰問 活動) 仮設住宅のコミュ ニティづくり支援 高齢者の見守り など		

(1) 被災府県の対応

ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明

被災府県は、可能な限り早期にボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対しボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。

(2) 広域連合の対応

ボランティア活動に対するメッセージの発出

広域連合は、府県民に対して、構成府県知事の連名によるメッセージを発出し、被災地支援のボランティア活動を呼びかける。

ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営

広域連合は、応援府県と連携し、被災府県のボランティアセンターの後方支援として、ボランティアインフォメーションセンターを設置し、ボランティアに対し、ボランティアの受入状況、活動内容、被災地の道路情報、交通情報、宿泊情報等のボランティア活動支援情報を提供するように努める。

(3) 応援府県の対応

府県民のボランティア活動の促進

応援府県は、社会福祉協議会等と連携し、ボランティアバスによるボランティアの派遣を行うなど府県民のボランティア活動を促進する。

被災府県・市町村ボランティアセンターへの支援

応援府県は、ボランティアコーディネーターの派遣、ボランティア資機材の提供などを行い被災地のボランティア活動を支援する。

ボランティア活動拠点（テント村）の開設

応援府県は、被災地域のボランティアセンターと調整のうえ、被災地に拠点を置き地域に根ざした支援をしたいというNPO等のボランティアグループを支援するため、ボランティア活動拠点（テント村）の開設に努める。

ボランティアグループへの支援

応援府県は、災害対応のステージに応じた被災者ニーズを踏まえ、高齢者の見守り、コミュニティづくり、傾聴ボランティアや芸術慰問等を行うボランティアグループへの支援に努める。

調
整
中

2-8 帰宅困難者への対応

交通機関の運行停止等により、大都市を中心に発生する自力で帰宅することが困難な通勤、通学、出張者、買物客、旅行者等の帰宅困難者に対する支援について定める。

	想定される外出者の行動	広域連合・被災府県の対応
初動期	ターミナル駅周辺や繁華街等で多く の人が滞留 被害状況の確認・家族の安否確認 徒歩帰宅の開始	災害時帰宅支援ステーション事業の 協定先に支援依頼 観光客の誘導・収容要請

[広域連合・被災府県の対応]

(1) 徒歩帰宅への支援

< 災害時帰宅支援ステーションの展開 >

被災府県は、災害時における帰宅困難者支援に関する協定書に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して、帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

広域連合は、必要に応じて、事業者との連絡調整を行う。

(2) 観光客への対応

被災府県は、必要に応じて、ホテル、旅行社、領事館等に対し、観光客の誘導・収容を要請する。

2-9 災害廃棄物（がれき等）処理の推進

調整中

3 復旧・復興のシナリオ

3-1 復興戦略の策定

複数構成府県に被害を及ぼし、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、広域連合は、必要に応じて、関西全体の将来像を見据え復興の指針となる「関西復興戦略」を策定する。

(1) 復興戦略の基本的な考え方

関西全体の復興イメージを復興戦略として打ち出し、構成各府県等はこの戦略を共有し、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生すること（「創造的復興」）を目指す。

(2) 策定手順

復興戦略は、構成府県の主体的な参画に加え、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等、多様な価値観を持った様々な主体の参画を得て策定する。

< 構成例 >

基本理念	関西の復興にかかる基本理念を表現 (被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感を持つことができるものとする。)
目標像	関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像を提示し、地域住民との共有を図る。)
基本方向	復興に向けた重点事項を端的に表現
生活	<ul style="list-style-type: none"> ・被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・保健・医療・福祉の確保 ・高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・地域コミュニティの再生・活性化 ・ボランティア・NPO活動促進 等
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・建築制限の実施 ・住民主体のまちづくり ・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・減災のまちづくり ・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 等
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・自力再建に関する支援・情報提供 ・民間住宅の再建・供給支援 ・早期の公的恒久住宅の供給 等
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、ライフラインの早期復旧 ・災害に強い交通ネットワークの構築 ・土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・防災基盤の整備 等
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援(仮設店舗・工場、相談体制体制等) ・サプライチェーンの強化 ・空洞化対策 ・技術革新の促進 ・新産業創出の拠点整備 ・農林水産業への企業参入 ・農地のがれき除去・除塩 ・農林水産業者への経営・金融相談 ・観光振興 ・雇用の確保 等

(3) 策定体制

復興戦略本部の設置

広域連合は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に支援する必要があると認めるときは、被災後、早期に復興戦略本部を設置し、被災地の復旧・復興支援に関する関西広域連合としての方針を示す復興戦略を策定するとともに、被災地に対する各種支援を調整する。

構成員：構成府県知事

事務局：広域防災局

機能：

- ・復興戦略作成方針の決定
- ・復興戦略（案）の作成・決定
- ・被災府県への復旧・復興支援に関する構成府県間調整
- ・復旧・復興支援に関する他ブロック都道府県との調整 等

復興戦略会議の設置

学識経験者や関係団体等により構成し、専門的な立場から被災地の復旧・復興のあり方に関する助言を得る。

構成員：学識者、関係団体 等

事務局：広域防災局

機能：

- ・復興課題の整理
- ・目標の明確化
- ・復興に関する意見集約、調整
- ・復興戦略に関する提言 等

(4) 策定スケジュール

災害発生後 2 か月を目途に作成

<参考>

阪神・淡路大震災（阪神・淡路震災復興戦略ビジョン）

- 1 策定期間：平成7年3月30日（発災後2か月半）
- 2 事業期間：10年間（平成7年度～平成16年度）
- 3 基本理念： 災害に強いまちづくり
近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり
既存産業が新生し、次世代産業もたくましく活動する生き生きしたまちづくり
世界に開かれた、文化豊かなまちづくり
- 4 内 容
 - (1) 戦略的復興事業
住宅の建設による生活再建
事業再開と「国際経済文化アクセスゾーン」の整備による産業復興
都市インフラストラクチャーの復興
 - (2) 復興促進事業
新しい住まいとまち並みをつくる - 住宅復興事業
既存作業が新生し、次世代産業がたくましく活動して、生き生きと働けるまちをつくる
- 産業・雇用復興事業
近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちをつくる - 保健・医療・福祉復興事業
世界に開かれた、文化豊かなまちをつくる - 阪神・淡路文化復興事業
災害に強いまちをつくる - 防災都市基盤整備事業

東日本大震災（復興への提言～悲惨の中の希望～）

- 1 策定期間：平成23年6月25日（発災後3か月半）
- 2 基本理念：復興構想7原則
原則1：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。
原則2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
原則3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
原則4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。
原則5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。
原則6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。
原則7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。
- 3 内 容
 - (1) 新しい地域のかたち
 - (2) 暮らしとしごとの再生
 - (3) 原子力災害からの復興に向けて
 - (4) 開かれた復興

3-2 緊急復興計画の策定及び被災者生活復興への支援

被災府県・市町村が策定する緊急復興計画や被災府県・市町村が実施する被災者生活復興支援業務に対し、必要に応じて、広域連合は支援を行う。

< 参考 1 各緊急復興計画の視点、課題例 >

緊急計画	視点	想定すべき課題例
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加のもと災害に強く安心して暮らせるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 二段階の都市計画 府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり 減災のまちづくり 持続的発展が可能なまちのにぎわいづくり 専門家、コンサルタントの参画
住宅	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住宅を早期に回復し災害に強い恒久的な住宅供給を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 早期の供給住宅建設 入居者に配慮した公的賃貸住宅の提供 民間住宅の再建支援 面的整備に伴う住宅建設
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強いインフラの創出 	<ul style="list-style-type: none"> 主要交通施設（道路、鉄道、港湾等）の整備 ライフラインの早期復旧と耐震強化等による整備 防災基盤の整備
産業	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の未来を見据えた競争力のある産業の復興 	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かい中小企業・地場産業への支援による復興 まちづくりと地域住民が一体となった地域産業（商店街・小売市場）の復興 観光復興 被災企業への資金供給、被災地での資金循環 規制緩和や税の優遇措置等を求めるエンタープライズ・ゾーン構想 被災地域の産業の構造転換や高度化促進を推進する新産業の創出 被災地の雇用確保
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> 被災した農林水産業従事者の速やかな生活再建と府県民への生鮮食品の安定供給促進 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな支援制度による生産力の回復 物流ルート情報の提供等による経営の安定化 国への提案要求事項のとりまとめ

< 参考 2 阪神・淡路大震災の緊急復興計画 >

阪神・淡路大震災復興計画緊急インフラ整備 3 カ年計画

- 1 策定期間：平成 7 年 11 月
- 2 計画期間：平成 7 年度～平成 9 年度
- 3 計対象地域：兵庫県内の 10 市 10 町（復興事業の内容は被災市町を越えた地域も含む）
- 4 事業計画
 - (1) 緊急復興事業
 - 主要交通網の復興
 - みなと神戸の復興
 - (2) 緊急防災まちづくり事業
 - 被災市街地の整備
 - 新しい都市核の建設
 - 広域防災帯の整備
 - 広域防災拠点等の整備
 - 市街地防災強化街路ネットワーク形成のための街路等の整備
 - ライフラインの整備
 - (3) 戦略的基盤整備事業
 - (4) 推進の基本的方向

ひょうご住宅復興 3 カ年計画

- 1 策定期間：平成 7 年 8 月
- 2 計画の内容
 - ひょうご住宅復興 3 カ年計画の基本的な考え方
 - 供給方針
 - 供給計画
 - ア) 全体計画
 - イ) 公的住宅地域別供給計画
 - 計画実現のための主要な施策
 - ア) 災害復興（賃貸）住宅の供給促進
 - イ) 民間住宅の再建支援
 - ウ) その他の支援策

ひょうご住宅復興 3 カ年計画主要施策一覧表

産業復興 3 カ年計画

- 1 策定期間：平成 7 年 8 月
- 2 計画の内容
 - 産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化
 - 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
 - （被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立、金融面・税制面の支援、事業の場の確保等、既存産業の高度化・新分野進出支援）
 - 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
 - 高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興
 - 産業配置と広域的連携
 - 世界都市機能の拡充
 - 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

< 参考3 阪神・淡路大震災における兵庫県の生活再建のための経済的支援 >

支援項目	支援内容等
給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金（災害弔慰金法） ・災害障害見舞金（災害弔慰金法） ・被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法） ・府県、市町村独自の見舞金等
貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金貸付（災害弔慰金法） ・生活福祉資金貸付（厚生省通知等） ・母子・寡婦福祉資金貸付（母子及び寡婦福祉法） ・府県、市町村独自の貸付制度
各種減免・猶予等	<ul style="list-style-type: none"> ・国税の軽減・減免（所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税）（所得税法、災害減免法） ・国税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（国税通則法、災害減免法） ・地方税の軽減・免除（地方税法） ・地方税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（地方税法） ・国民健康保険、介護保険等の納付等の期限延長・徴収猶予（国民健康保険法、介護保険法） ・各種免許証の有効期限延長等（特定非常災害特例措置法） ・公共料金の減免等 ライフライン事業者等による各種料金の減免の減免に必要な情報提供について配慮する。
義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受付 ・義援金配分委員会の設置 ・義援金の配分の決定 ・義援金の交付受付

< 参考4 阪神・淡路大震災における兵庫県の雇用の維持・確保対策 >

支援項目	支援内容等
雇用維持	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等への雇用維持の要請及び支援策の周知 ・雇用調整助成金制度等の活用 ・生涯能力開発給付金制度の活用 ・中小企業事業転換等能力開発給付金制度の活用 ・労働保険料未納事業主の徴収延期措置
離職者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地しごと開発事業（阪神・淡路大震災復興基金（以下、この「基金」という。） ・就職斡旋の推進（合同就職説明会の開催等） ・被災者雇用奨励金の支給（基金） ・震災失業者雇用維持奨励金の支給（基金） ・特定求職者雇用開発助成金制度の活用 ・雇用・労働相談窓口の開設 ・被災地求職者に対する特別訓練 ・いきいき就労特別訓練（基金） ・被災地求職者企業委託特別訓練（基金） ・雇用保険求職者給付（雇用保険法） ・雇用保険求職者給付の特例措置（事業者の休・廃止により賃金を受けとることができない場合の失業扱い） ・労災補償・公務災害補償（労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法） ・緊急地域雇用創出特別交付金の活用 ・未払賃金立替制度の活用 ・生活福祉資金離職者支援資金貸付

< 参考5 阪神・淡路大震災における兵庫県の住まいの確保対策 >

支援項目	支援内容等
被災住宅の 応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による民間住宅の応急修理支援の実施 ・被災者が自力で実施する応急修理支援 ・悪徳業者への注意喚起、価格監視
持ち家の建 替・購入・修 繕支援	<ul style="list-style-type: none"> ・建替・購入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構融資 ・被災者住宅購入支援事業（基金） ・府県・市町村単独融資制度 ・県・市長単独住宅融資利子補給（基金） ・隣地買増し宅地規模拡大支援利子補給（基金） ・定期借地権方式による住宅再建支援事業（基金） ・高齢者住宅再建支援事業（基金） ・リバースモーゲージ型高齢者特別融資（基金）
	<ul style="list-style-type: none"> ・補修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構融資 ・大規模住宅補修利子補給（基金）
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災マンション向け支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災マンション建替支援利子補給（基金） ・被災マンション共用部分補修支援利子補給（基金） ・民間住宅共同化支援利子補給（基金） ・小規模共同建替等事業補助（基金）
	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災工事支援 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災工事融資利子補給（基金） ・被災宅地二次災害防止対策事業（基金） ・住宅金融支援機構融資（災害復興宅地融資）（平成23年度国の第1次補正予算（以下「次補正」という）
	<ul style="list-style-type: none"> ・二重ローン対策 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅債務償還特別対策（基金） ・個人版私的整理ガイドライン（東日本大震災からの復興基本方針（以下「基本方針」という。）
民間賃貸住宅 等入居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅家賃負担軽減事業（基金）
一時提供住 宅の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等への一時入居 ・民間賃貸住宅の借上
応急仮設住 宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・建設可能用地の確保 ・応急仮設住宅等の建設 ・維持管理体制の構築・住環境の改善 ・巡回相談、見守り活動等の実施 ・地域支え合い体制づくり（介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し）（平成23年度国の第1次補正予算（以下「3次補正」という） ・生活再建サポーターの配置（3次補正）
仮設住宅か らの移転 （災害復興住 宅への円滑な 移行促進等）	<ul style="list-style-type: none"> ・住み替え情報の提供及び相談対応 ・住み替え支援策の実施 ・災害公営住宅入居予定者事前交流事業（基金） ・公営住宅入居待機者への家賃・移転費の補助（基金） ・持ち家再建待機者への家賃・移転費の補助（基金）

< 参考6 阪神・淡路大震災における兵庫県の保健・医療・福祉サービスの提供 >

支援項目	支援内容等
医療・保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設診療所・巡回移動診療所の設置 ・医療施設の早期再建 ・保健対策 <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断・健康相談の実施 ・応急仮設住宅等への巡回健康相談の実施 ・アルコールリハビリテーション事業（基金） ・仮設住宅、復興公営住宅への健康アドバイザーの派遣（基金） ・仮設住宅入居者の健康づくり支援事業（基金）
福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の機能回復・再建 ・在宅福祉サービス（要援護者の把握、支援体制の整備、施設等への一時入所） ・見守り活動の推進（生活援助員・高齢世帯生活援助員による安否確認、交流事業の実施、保健師と連携した家庭訪問、健康教室の実施等） ・生活保護（仮設住宅等へのケースワーカーの巡回訪問、生活保護制度の周知・利用促進）
高齢者等の見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢世帯生活援助員の設置（基金） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢世帯生活援助員の設置 ・地域見守りネットワーク会議の開催 ・夜間・休日見守り安心システムの設置 ・ラジオによる被災高齢者等への語りかけ
こころのケア対策	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアに関する相談窓口の設置 ・巡回相談の実施 ・こころのケアセンターの設置・運営（基金）

< 参考7 阪神・淡路大震災における兵庫県の被災児童・生徒への対策 >

支援項目	支援内容等
学校の早期再開	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の復旧 ・仮設校舎の建設
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電話教育相談の開設
修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等の軽減 ・学用品の支給 ・奨学金等の支給
被災児童・生徒のこころのケア支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童・生徒のこころのケア ・教職員等へのこころのケア研修の実施

< 参考 8 阪神・淡路大震災における兵庫県の地域づくり活動支援 >

支援項目	支援内容等
仮設住宅等におけるコミュニティ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の整備 ・住宅共同施設維持管理費補助（基金） ・仮設住宅スポーツ遊具の設置（基金） ・自治会の結成支援 ・見守り活動等の実施 ・交流イベントの実施
地域コミュニティの維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動に対する助成（基金） ・地域づくり活動サポーターの設置（基金） ・高齢者向け講座の開設（基金） ・被災者参加のフリーマーケット開催（基金） ・高齢者語り部・昔のあそび伝承事業（基金） ・地域集会所の再建（基金）
地域の復興を住民自ら考え、提案できるしくみの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアドバイザーの派遣（基金） ・まちづくりコンサルタントの派遣（基金） ・まちづくり協議会等への活動費助成（基金） ・まちのにぎわいづくりのための一括助成（基金）
行政と被災者をつなぐしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者と行政をつなぐ第三者機関の設置（被災者復興支援会議の設立等）
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの設置 ・災害復興ボランティア活動補助（基金）
多様な主体のパートナーシップによる被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の力を結集した支援の実施（生活復興県民ネットの設立等）

<参考9 阪神・淡路大震災からの復興の道のり ステージごとの取り組みの整理表（総括表）>

区分		緊急・応急対応期 (直後から避難所期:平成7年1月~平成7年8月)	復旧期 (仮設住宅期:平成7年9月~平成10年3月)
被災者を取り巻く生活基盤	住まい	<ul style="list-style-type: none"> 被災者は避難所に避難 (ピーク時:1月23日、1,153カ所、316,678人) 応急仮設住宅を48,300戸整備、避難所を解消 応急仮設住宅にふれあいセンターを設置 避難所解消に向け公営住宅への一時入居を実施 シルバーハウジングへLSA(生活援助員)を派遣 被災直後に応急危険度判定を実施 国庫補助事業で損壊家屋等を解体 ひょうご住宅復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅を38,600戸整備 応急仮設住宅入居者調査を実施 災害復興公営住宅を一元募集 コレクティブ・ハウジング等の建設 住まい復興プログラムを策定 がれきの処理を完了
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 電気(1月下旬)、電話・LPガス(1月末)、 ガス・水道(4月中旬)、下水道(4月) 鉄道の復旧 神戸市営地下鉄(2月中旬)、JR在来線(4月)、JR新幹線 (4月上旬)、阪神・阪急・山陽・神戸電鉄(6月) 鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急インフラ整備3カ年計画の策定 阪神高速道路全線復旧 神戸港の全面復旧 JR東西線開業、JR福知山線複線化、JR播但線の 電化高速化等輸送力を強化 山陽自動車道全線開通
くらし	<ul style="list-style-type: none"> 義援金を募集し第1次配分(2月)と第2次配分(5月)を実施 緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始 災害弔慰金、災害見舞金の支給 災害援護資金貸付の受付開始 こころのケアセンターを開設 すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業再開 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災復興支援館の開館 義援金の第3次配分(平成8年9月)を実施 生活復興資金貸付を創設 生活再建支援金、被災中高年恒久住宅自立支援金を創設し恒久住宅への移行を支援 民間賃貸住宅の家賃負担の軽減措置を実施 いきいき仕事塾等生きがいづく関係事業の実施 生活復興支援プログラムの策定 	
経済	<ul style="list-style-type: none"> 被災中小企業の復旧対策融資等の実施 雇用調整助成金・失業給付の特例扱い 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 仮設工場・仮設店舗が完成 産業復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> (財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)の設置 (財)新産業創造研究機構(NIRO)の設置 神戸ルミナリエの開催 県産業復興条例、神戸市神戸起業ゾーン条例の施行 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施 産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施 観光復興リレーイベントなど観光対策の実施 	
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 被災市街地復興特別措置法施行 復興都市計画の決定告示 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき 景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施 	
地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> 全国から138万人のボランティアが被災地で活動 災害復興ボランティア活動事業補助を創設 被災者復興支援会議が発足 	<ul style="list-style-type: none"> 生活復興県民ネットが発足 特定非営利活動促進法(NPO法)の制定 	
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法を10市10町に適用 全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開 救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 臨時災害FM局を開局 	<ul style="list-style-type: none"> 知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置 災害救援専門ボランティア制度の創設 県地域防災計画を全面修正 フェニックス防災システムの運用開始 	
復興体制復興計画	国	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 地震対策担当大臣を任命 現地対策本部を兵庫県公館内に設置 阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路復興委員会の廃止 国と県・神戸市との協議会の設置
	県	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 阪神・淡路大震災復興本部を設置 震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手 都市再生戦略策定懇話会が阪神・淡路震災復興戦略ビジョンを提言 (財)阪神・淡路大震災復興基金を設立 	<ul style="list-style-type: none"> (財)阪神・淡路大震災記念協会を設立 阪神・淡路震災復興計画を策定 ひょうご住宅復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、緊急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)

(参考9の続き)

区分		復興前期 (恒久住宅移行期:平成10年4月~平成12年3月)	復興後期 (本格復興期:平成12年4月~)
被災者を取り巻く生活基盤	住まい	<ul style="list-style-type: none"> 被災地最後の仮設住宅解消 全仮設住宅撤去工事完了 災害復興公営住宅で整備されているコミュニティプラザを一般県営住宅にも設置 災害復興グループハウス整備事業を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法が改正され居住安定支援制度を創設 居住安定支援制度に対する県単独の補完制度の創設 (財)兵庫県住宅再建共済基金の設立 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の創設 フェニックス共済にマンション共用部分再建共済制度を新設 被災者生活再建支援法が改正され用途を限定しない定額渡し切り方式に見直し
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 明石海峡大橋が開通 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市営地下鉄海岸線開通 阪神高速道路北神戸線全線開通、神戸山手線一部(白川JCT~神戸長田)開通 JR加古川線の電化高速化 神戸空港開港、ポートライナー延伸 関西国際空港2期開港
くらし	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法の制定 被災者自立支援金を支給 震災・学校支援チーム(EARTH)を創設 生活復興のための地域活動推進事業の実施 復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業の実施 生活復興プログラムを策定 	<ul style="list-style-type: none"> まちの保健室を開設 SCS(高齢世帯生活援助員)の設置 復興公営住宅等高齢者元気アップ支援事業の実施 「兵庫県こころのケアセンター」を開設 高齢者自立支援ひろばの創設 県立舞子高校に環境防災科を設置 兵庫県立芸術文化センターを開設 生活復興協働プログラムを策定 	
経済	<ul style="list-style-type: none"> 被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業の開始 被災商店街空き店舗等活用支援事業の実施 市街地再開発商業施設等入居促進事業の実施 小規模事業者事業再開支援事業等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> See 阪神・淡路キャンペーンの実施 ひょうご経済・雇用再活性化プログラムの策定 産業集積条例の施行 淡路花博の開催 ひょうご経済・雇用再生加速プログラムを策定 (財)阪神・淡路産業復興推進機構が解散 のじぎく兵庫国体の開催 	
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 県まちづくり基本条例を制定 県まちづくり支援事業を創設 空き地の環境整備、バザール設置等に助成 	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業地区内の利用促進事業の実施 被災地花いっぱいモデル事業、空き地の緑化を推進 まちの再発見運動の実施 まちのにぎわいづくり一括助成事業を創設 	
地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> 県民ボランティア活動の促進に関する条例の施行 被災者復興支援会議が発足 NPOと行政の生活復興会議が発足 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者復興支援会議が発足 ひょうごボランティアプラザの開設 NPOと行政の協働会議に改組 県民の参画と協働の推進に関する条例の施行 	
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> 西播磨広域防災拠点を整備 野島断層保存館の開設 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県災害対策センターの開設 但馬、丹波、淡路、阪神南に広域防災拠点を整備 兵庫県広域防災センターを整備 兵庫県災害医療センターの開設 人と防災未来センターの開設 阪神・淡路大震災10周年のつどいの開催 国連防災世界会議(兵庫・神戸会議)の開催 実大三次元振動破壊実験施設(E-ティファンス)の完成 	
復興体制復興計画	国	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路復興対策本部を解散 阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議の開催
	県	<ul style="list-style-type: none"> 震災対策国際総合検証事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災復興本部を廃止 復興推進会議・復興フォローアップ委員会を設置 (財)ひょうご震災記念21世紀研究機構に改組 後期3か年推進プログラム(平成12年)、最終3か年推進プログラム(平成14年)、3か年推進方策(平成19年)を策定・実施 復興10年総括検証・提言事業を実施

3-3 国等への提言

広域連合は、構成府県と連携して、復旧・復興を促進するための施策、財政上の措置等国や被災地に対する提言のとりまとめ及び、発信を行う。

(参考：東日本大震災における広域連合による提言)

- ・ 3/29 東日本大震災に関する緊急提案(第1次)
- ・ 4/4 農畜産物等食の安全確保等について
- ・ 4/19 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望
- ・ 4/28 東日本大震災に関する緊急提案(第2次)
- ・ 4/28 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言

資 料

- 1 近畿圏直下型地震の被害想定
- 2 物資集積・配送拠点
- 3 構成府県・連携県の備蓄物資
- 4 構成府県・連携県の消防防災ヘリ
- 5 医療広域輸送拠点
- 6 構成府県・連携県の災害拠点病院一覧
- 7 関西広域連合のドクターヘリ
- 8 近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する協定
- 9 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 10 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- 11 (近畿府県防災・危機管理協議会) 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定
- 12 (関西広域連合) 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定及び締結団体一覧表
- 13 阪神・淡路大震災時の被災者の生活復興支援

関西防災・減災プラン(仮称)策定に向けての今後のスケジュール

時期	会議等	会議等での協議内容
11月3日	関西広域防災計画策定委員会(第3回)の開催	関西防災・減災プラン(仮称)素案の協議
12月中旬	関西広域防災計画策定委員会(第4回)の開催	関西防災・減災プラン(仮称)最終案の協議
1月下旬	広域連合委員会	関西防災・減災プラン(仮称)の最終案の報告・協議
3月上旬	広域連合議会	関西防災・減災プラン(仮称)の報告